

業 務 概 況

令和元年版



安全で豊かな社会のために

国 土 交 通 省

九州運輸局 熊本運輸支局

目 次

I	熊本県の概況	
1.	熊本県の主要交通網の概況	1
2.	熊本県の主要な交通施設の概況	3
3.	熊本県の観光の概況	4
II	管内の業務別概況	
1.	企画関係業務の概況	
(1)	交通施策の推進状況	6
(2)	海事産業次世代人材育成事業	7
2.	旅客輸送関係業務の概況	
(1)	旅客自動車運送事業	
①	乗合バス輸送	8
②	貸切バス輸送	11
③	タクシー輸送	12
(2)	自家用有償旅客運送の概況	15
(3)	旅客船輸送の概況	16
3.	物流関係業務の概況	
(1)	貨物自動車輸送の概況	
①	トラック輸送	17
②	霊柩自動車運送事業の概況	18
③	熊本市内での共同集配事業の推進	18
④	大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	19
(2)	内航海運業の概況	20
(3)	港湾運送事業の概況	21
(4)	倉庫業の概況	22
4.	その他輸送関係事業の概況	
(1)	レンタカー事業	23
(2)	自動車運転代行業	23
5.	自動車登録の概況	24
6.	自動車整備事業及び保安関係業務の概況	28
7.	造船事業の概況	31
8.	船舶登録の概況	32
9.	船舶検査の概況	32
10.	船員関係業務の概況	33
11.	運航労務監理業務の概況	35
12.	外国船舶監督業務の概況	36
13.	独立行政法人自動車技術総合機構の概況	37
III	熊本運輸支局の組織・沿革	38
IV	運輸関係法人・団体等	
1.	関係法人・団体等一覧表（本庁舎－陸運関係）	41
2.	関係法人・団体等一覧表（三角庁舎－海運関係）	42

I 熊本県の概況

1. 熊本県の主要交通網の概況

県内の鉄道交通網は、JR九州の鉄道が東西南北に向かって延び、県内の民鉄4社及び熊本市電が主要地点でJR駅と結節している。現在は、平成28年4月に発生した「熊本地震」により、JR豊肥線の肥後大津～阿蘇間が不通となっており、南阿蘇鉄道においても立野～中松間がいまだ不通となっている。

また、熊本市交通局が運行している路面電車については、健軍町から辛島町で分岐して熊本駅方面と上熊本駅方面へ運行している。

軌道系交通機関の結節状況は、JR九州熊本駅・新水前寺駅で熊本市電が結節し、JR九州上熊本駅では熊本市電・熊本電気鉄道が結節している。

バス路線については、熊本市の熊本桜町バスターミナルを起点として、県内事業者5社の路線網が放射状に張り巡らされている。高速道路を利用した都市間長距離高速バスは、平成11年3月の福岡都市高速道路と九州縦貫道との直結や、益城熊本空港インターの開設により、一段と利便性が向上した。特に、熊本～福岡線は福岡空港行き(19回)を含め一日100回以上運行し、九州新幹線と競合している。

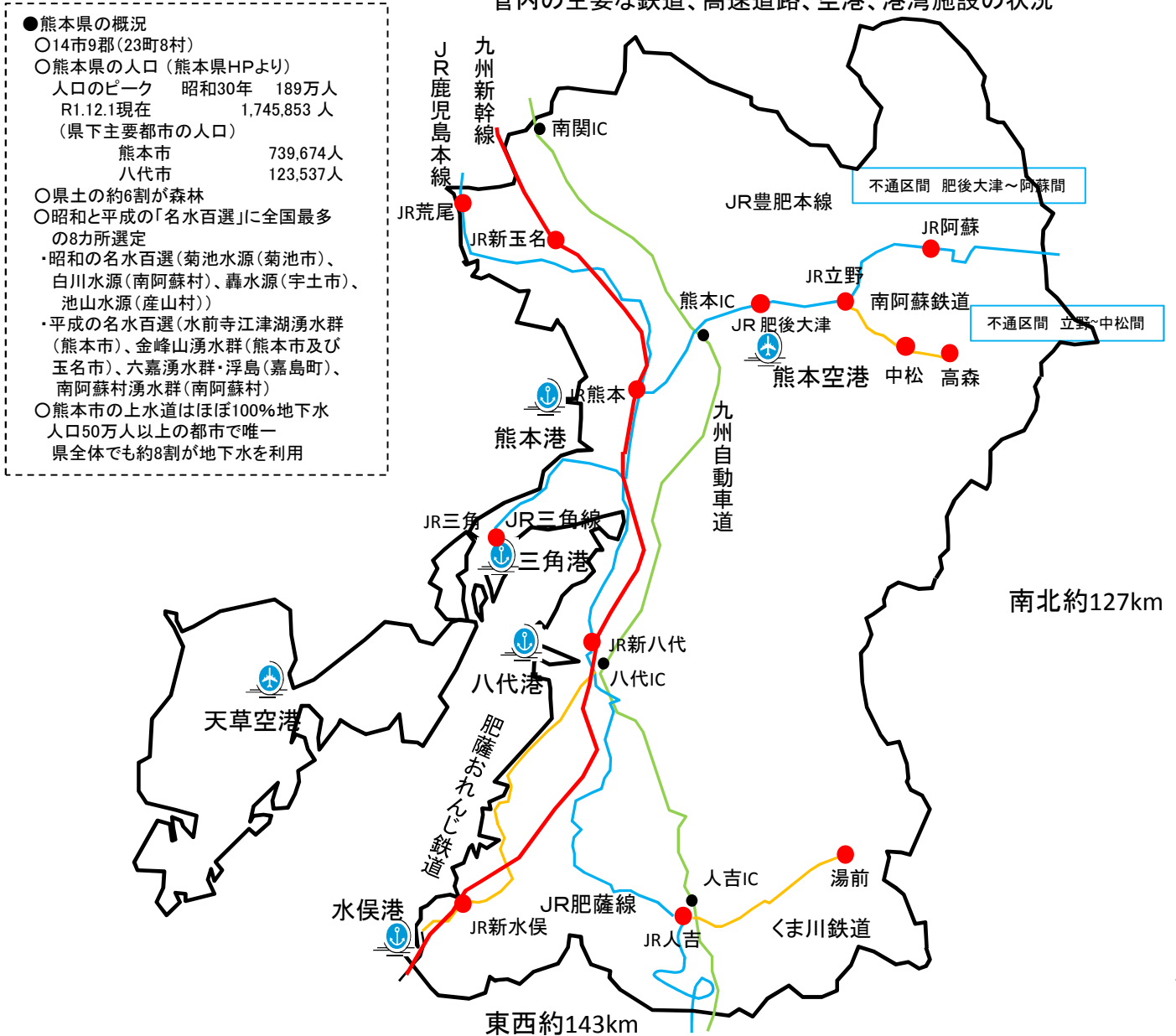
熊本港においては、平成24年10月にガントリークレーンの設置により熊本都市圏の物流機能の強化が図られ、平成25年8月には水深7.5mバースの延長によりクルーズ客船の係留が可能となった。

また、八代港においても平成25年6月には水深14m岸壁1バースが整備され、平成27年には16万トンの大型クルーズ客船が入港することとなったが、平成29年7月に国土交通大臣から国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、新たに22万トン級のクルーズ船が接岸できる岸壁を整備し、「くまモンポート八代」の愛称で、令和2年4月の供用開始を予定している。外国クルーズ船の入港回数について、平成29年は前年17回から65回と大幅に増加したものの、船会社の価格競争による中国への配船減少により平成30年度は30回、令和元年度は19回に減少している。

両港においては、港湾設備の充実により物流振興と観光振興の期待が高まり、今まで以上に国際コンテナ定期航路の開設やクルーズ客船の寄港などに向けてのポートセールスが活発となっている。

熊本空港においては震災からの復興の加速化や、民間のノウハウを活かした利用促進・サービス向上を図るため、空港の運営を民間に委託することとなり、令和2年4月から、熊本国際空港(株)が運営を開始する。

管内の主要な鉄道、高速道路、空港、港湾施設の状況

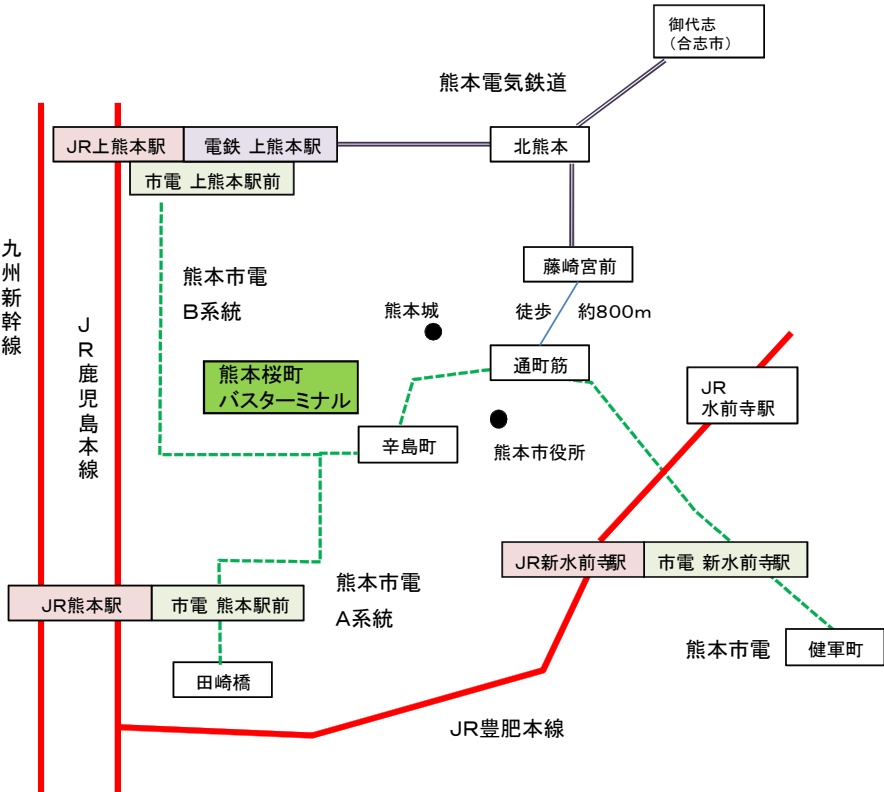


管内及び他県を結ぶ主要旅客定期航路



2. 熊本県主要な交通施設の概況

(1) 熊本市内の軌道系輸送機関の結節状況



JR熊本駅周辺



JR上熊本駅周辺



JR新水前寺駅周辺



(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法関係)

① 一般バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州産交ランド マーク(株)	熊本桜町 バスターミナル	熊本市中央区桜町	許可年月日 開始年月日 施設面積 バース数 乗入会社数	昭42. 5. 23 令1. 9. 11 14, 746㎡ 29 県内5社、県外8社

② 専用バスターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要
九州産交バス(株)	本渡バスターミナル	本渡市南新町	4バース
	松橋バスターミナル	宇城市松橋町松橋	4バース
	阿蘇山上バスターミナル	阿蘇市阿蘇町黒川	2バース
熊本電気鉄道(株)	菊池バスターミナル	菊池市大字隈府	2バース
合計	4ターミナル		12バース

③ 一般トラックターミナル

事業者名	ターミナルの名称	位置	施設概要	
九州高速道路 ターミナル(株)	熊本トラックターミナル	熊本市東区小山	免許年月日 開始年月日 境域面積 バース数	昭50. 8. 21 昭51. 6. 24 77, 742㎡ 54

3. 熊本県の観光の概況

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であり、観光需要を取り込むことにより地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待されている。

熊本県は、阿蘇の雄大なカルデラ景観や天草の美しい海岸線・多島群、そして豊富な温泉など県内各地が優れた自然の観光資源に恵まれており、また、日本三名城の一つ熊本城など歴史や文学にかかわりのある観光地、施設が数多く存在している。

阿蘇地方には、観光圏整備法に基づき国土交通大臣が認定した観光圏として、「阿蘇くじゅう観光圏」があり、民間のソフト事業に対する補助制度や各種法律の特例などにより、地域の自主的な取組を支援し、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進している。

また、阿蘇くじゅう国立公園をナショナルパークとしてのブランド化を図る取り組み「阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト」も行われている。

なお、平成28年4月に発生した熊本地震により、阿蘇方面への主要道路である国道57号線及び鉄道(JR豊肥線)が寸断され、国道の代替ルートは確保されたものの、今なお鉄道(JR豊肥線)は不通となっており、観光面でも大きな打撃を受けていることから、早期の復旧が望まれているところである。

外国人の誘客の施策については、「ビジット・ジャパン事業」として訪日外国人旅行者数の増加を推進してきており、魅力的な観光地、旅行商品の造成などの戦略的なブランド発信により、アジアのみならず、旅行者数の増加が見込まれる欧米豪の20カ国を重点地域として、効果的なプロモーションが実施されているところである。

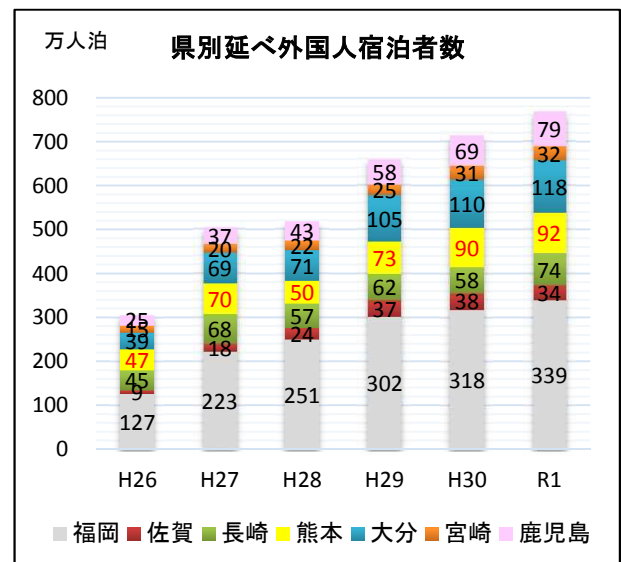
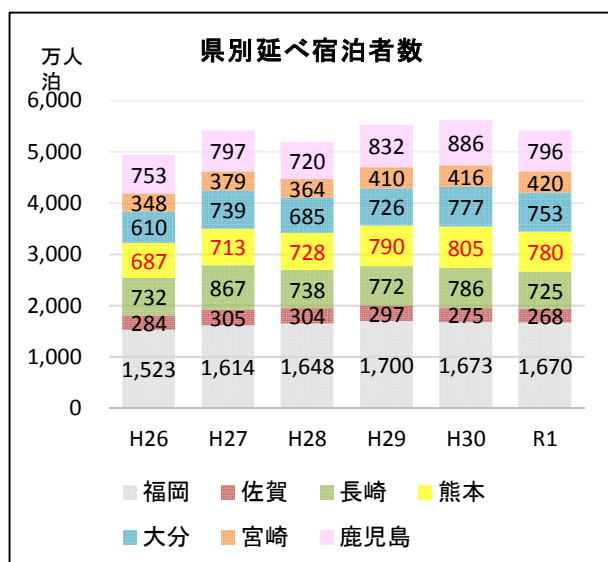
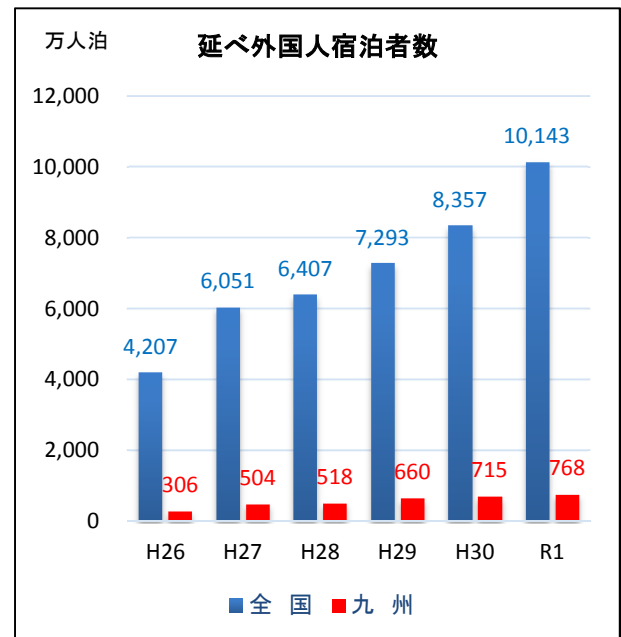
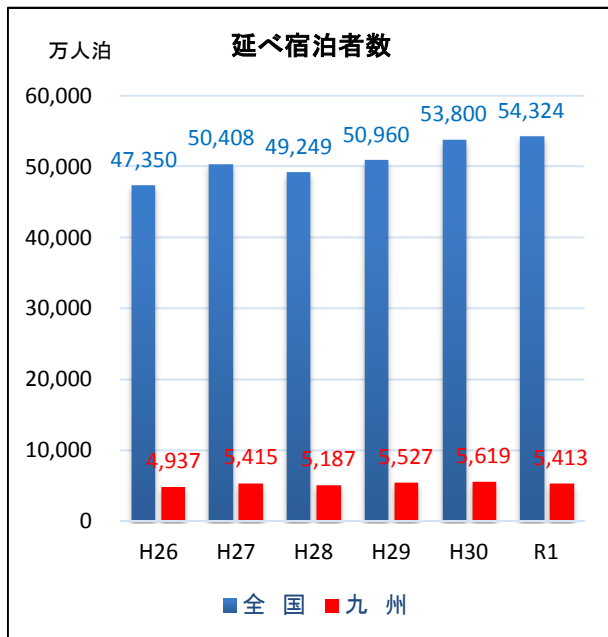
また、魅力的な観光地づくりの面では、各地域で日本版DMOの形成確立に向けた取り組みも行われており、熊本県においては、株式会社くまもとDMC及びDMOやつしろが観光庁の登録法人となり、観光地づくりを行っている。

※日本版DMOとは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

令和元年の熊本県の延べ宿泊者数は、対前年比3%減の7,801,520人泊で全国23位、九州で第3位、うち外国人延べ宿泊者数は、対前年比8.7%減の924,580人泊で全国第18位、九州で第3位であった。

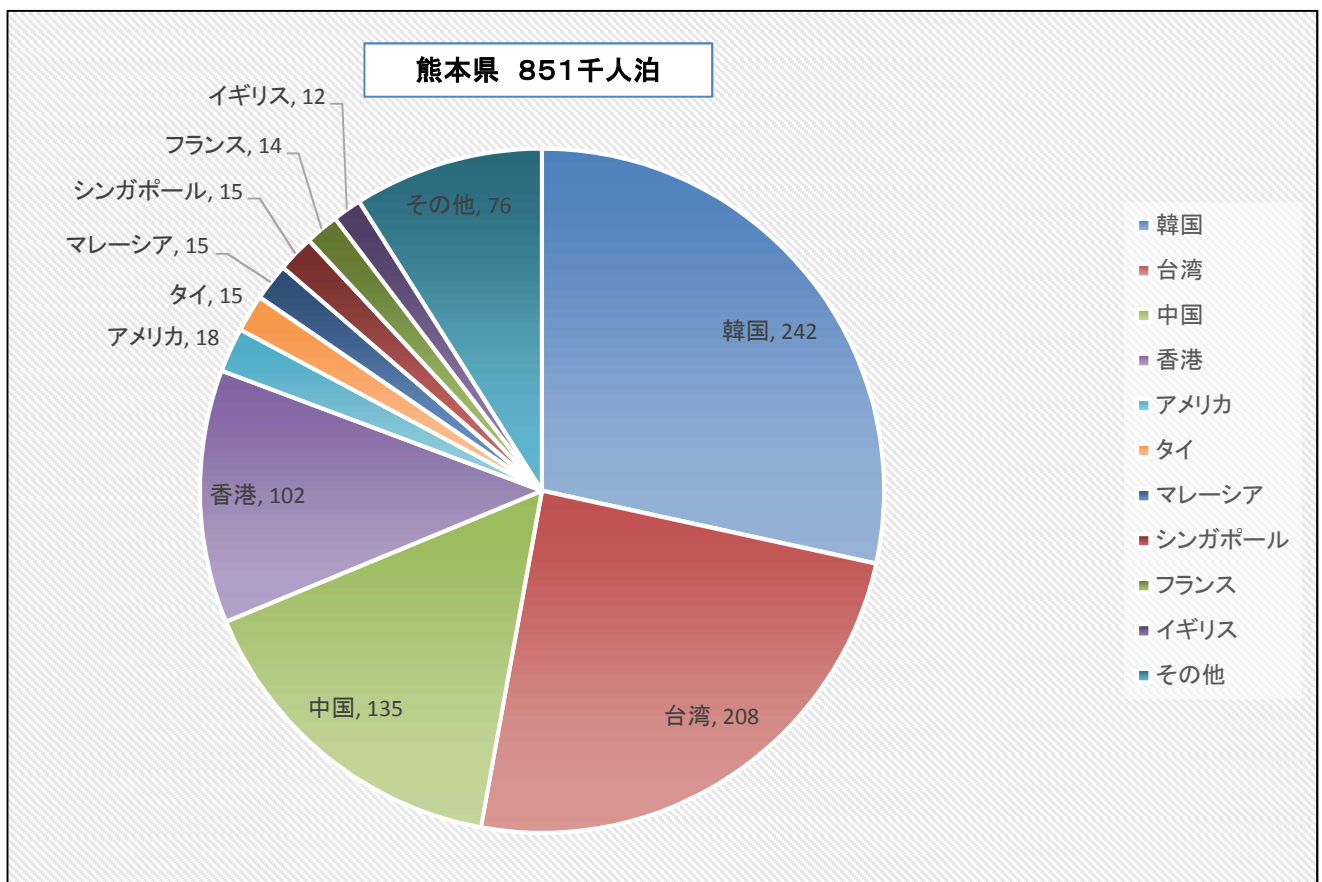
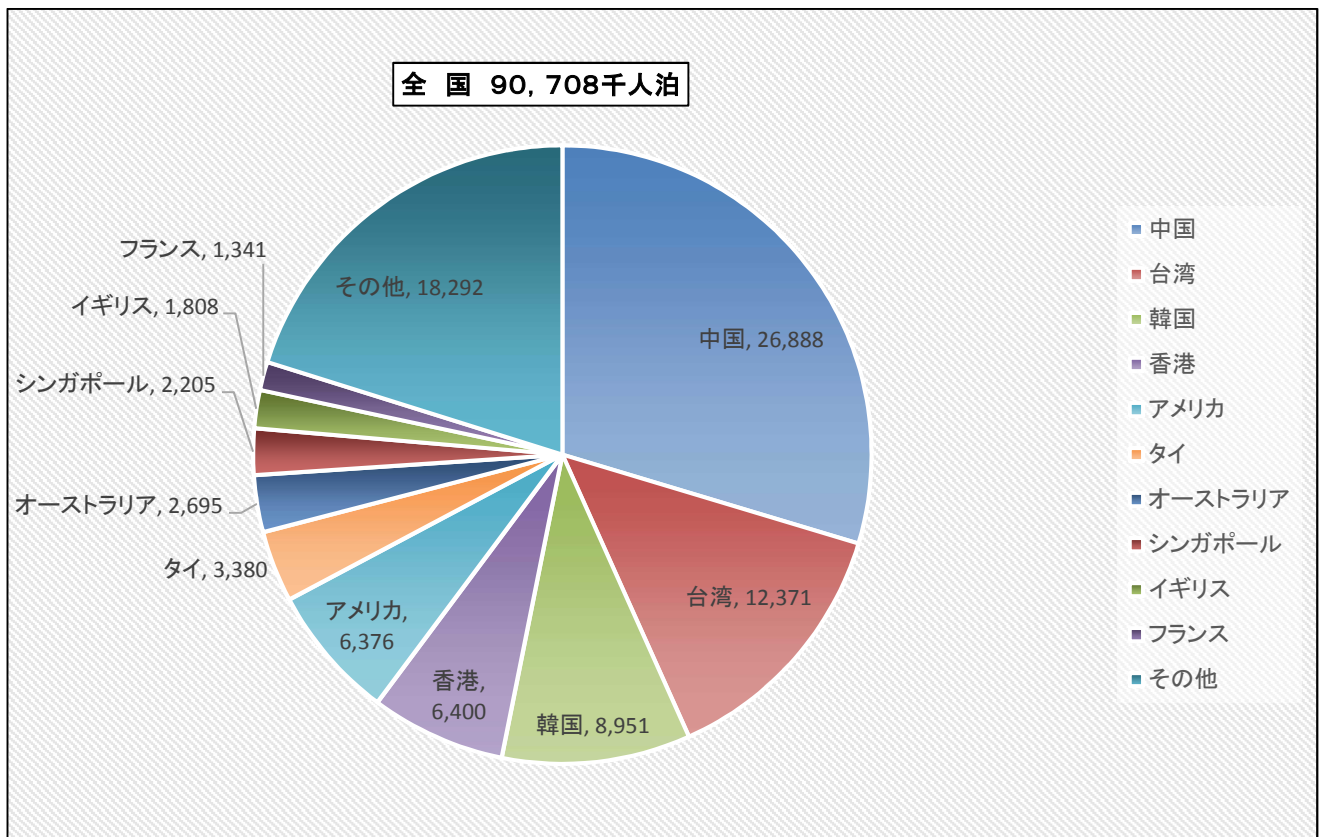
※平成28年は、4月に発生した熊本地震の影響により、宿泊者数が減少したもの

(1) 県内の宿泊者の状況 (観光庁宿泊旅行統計調査 ※令和元年度は速報値)



令和元年国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(観光庁宿泊旅行統計調査 速報値)



Ⅱ 管内の業務別概況

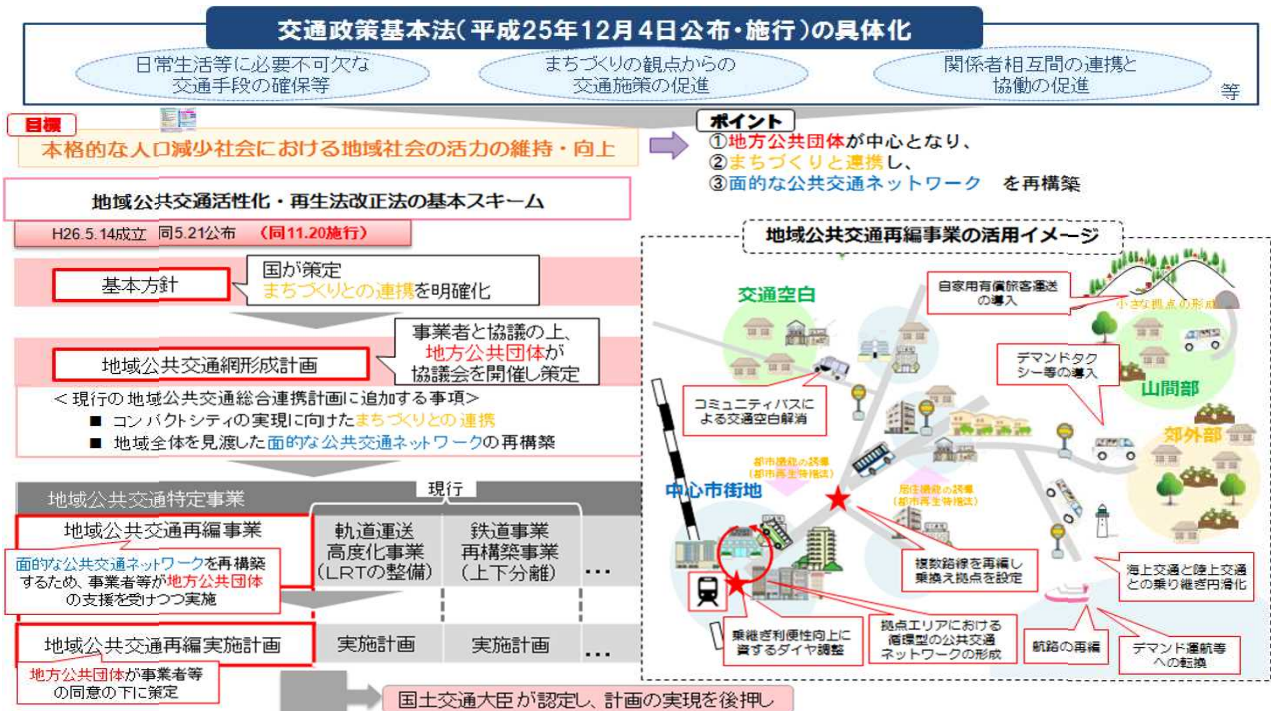
1. 企画関係業務の概況

(1) 交通施策の推進状況

① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

平成26年5月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、交通政策基本法(平成25年12月公布・施行)の基本理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的公共交通ネットワークを再構築する仕組みが再構築された。

管内の同法に基づく地域公共交通網形成計画(「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」)については、単独の計画として八代市・水俣市・合志市・大津町・和水町・人吉市・美里町・荒尾市・天草市・上天草市・水上村・宇城市・山鹿市・芦北町・山都町で、共同の計画として「熊本市・嘉島町」、「人吉・球磨地域10市町村」、「南阿蘇村・高森町」で策定済みである。また、八代市、美里町においては、網形成計画に基づく再編実施計画(アクションプラン)を策定しており、八代市においては、平成29年7月に大臣認定を受けている。令和元年度、合志市が再編実施計画の策定に取り組んでいる。



② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

平成31年度予算額 220億円



(2) 海事産業次世代人材育成事業

海事産業（造船業、海運業、港湾荷役業など）は、近年、労働者の高齢化や後継者不足による技術の伝承問題など喫緊の課題を抱えていることから、次世代を担う小中学生を中心に海事産業への理解と関心を高めるために海事関係業界と連携して「海事産業見学会」を開催している。

令和元年度の取り組みは、小学校3校と小学校社会科研究会（教諭）の延べ121名を対象に、フェリーの乗船体験、造船所やコンテナターミナル等の見学を実施し、海事産業の広報・周知を図った。

< 海事産業見学会 >

○フェリーの乗船体験



船長からレーダーの説明



救命胴衣の着用体験



双眼鏡で前方確認

○造船所・サイロの見学



建造中の船舶の見学



船舶用エンジンの見学



プロペラの大きさや重さをメモ

○コンテナターミナル等の見学



コンテナ荷役の見学



コンテナの台風対策の見学



船外機製造工場の見学

< 出前講座 >



小学生へ「海運や造船について」



小学生へ「海運や造船のクイズ」



先生へ「児童の指導ポイント」

2. 旅客輸送関係業務の概況

(1) 旅客自動車運送事業の概況

① 乗合バス輸送

乗合バスは、自家用車の普及が進む中で長期的に輸送人員を減少させており、熊本県では、昭和44年度の1億1,923万人をピークに減少を続け、平成30年度は2,923万人とピーク時の25%以下まで落ち込んでいる。こうした状況を踏まえ、各バス事業者は、利用者利便の向上を図ることで輸送人員の減少に歯止めをかけるべく、バス・電車共通回数券の導入やバスの行き先・経由地表示の統一、バス停の表示や施設の整備、利用しやすいバスの実現に向けた取り組みを続けてきた。

また、平成12年度に「オムニバスタウン事業」の地域指定を受け平成16年度までの5年間に、公共車両優先走行システムやノンステップバスの導入、バス停のグレードアップやバス接近表示器の設置など、バスを中心としたやさしい街作りのための事業を多角的に実施し、身近な交通機関としての乗合バスの復活を図ってきた。

また、利用者の減少で苦戦する民間バス会社の経営改善や、熊本市内中心部の路線重複による競合・過密運行の解消を図るべく、平成15年からバス網の再編協議が行われ、競合路線の移譲について調整し熊本市交通局から民間事業者へ移譲された。さらに、平成19年12月に民間事業者共同出資により設立された「熊本都市バス(株)」へその他路線が移譲され、全ての路線の移譲が完了した。

さらに、令和元年度には、4月にリアルタイムでバスの運行状況が確認出来る「バスきたくまさん」の運用開始、9月には「熊本桜町バスターミナル」の開業、同時期に「新バス案内番号(運行系統のナンバリング)」の運用開始、1日限定の県内路線バス等の「無料運行」が実施される等、訪日外国人を含めた旅行者や普段から路線バスを利用される地元住民に対して地域の公共交通がより利用しやすいものとなるよう様々な対策を継続して講じている。

また、閣議決定による成長戦略実行計画において、乗合バス事業者が行う共同経営等において独占禁止法の適用除外とするための特別措置を提出する旨の明記がなされたことを受け、県内バス事業者5社による「熊本におけるバス交通のあり方検討会」が発足し、令和2年1月にその方向性について一定の方針を決定したところである。

一方、自家用車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の採算はますます悪化し、更に近年においては、人口減少による乗務員不足も相まって、路線からの撤退及び減便が相次いでおり、乗合バス撤退後の地域公共交通の確保が大きな課題となっている。

関係自治体・事業者等では、既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、県内各自治体において地域公共交通会議が設立され、それぞれの地域のニーズにあった交通体系を構築すべく協議が行われており、「コミュニティバス」や「乗合タクシー」を導入し、総合的で複合的な交通体系の構築を目指す地域も増加している。

○一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年 度 別	事 業 者 数	車 両 数		認 可 キ ロ		走 行 キ ロ		輸 送 人 員		営 業 収 入	
		(両)	指数	(キロ)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数
55	6	1,111	100.0	4,403.4	100.0	57,552	100.0	98,852	100.0	15,229,335	100.0
平2	6	1,075	96.8	4,047.7	91.9	59,713	103.8	65,047	65.8	15,973,379	104.9
7	9	938	84.4	5,781.6	131.3	54,125	94.0	56,996	57.7	14,512,512	95.3
12	8	860	77.4	4,929.7	112.0	48,232	83.8	48,132	48.7	11,837,801	77.7
17	6	881	79.3	5,342.8	121.3	49,517	86.0	39,644	40.1	9,928,380	65.2
24	7	1,052	94.7	6,266.2	142.3	55,058	95.7	36,536	37.0	9,455,012	62.1
25	7	1,038	93.4	6,200.1	140.8	55,703	96.8	36,198	36.6	9,582,112	62.9
26	7	1,032	93.4	6,109.3	138.7	53,227	92.5	31,680	32.0	9,664,578	63.5
27	6	1,024	92.9	5,944.2	135.0	47,604	82.7	32,101	32.5	9,413,700	61.8
28	6	991	92.2	5,993.3	136.1	48,692	84.6	28,720	29.1	8,513,549	55.9
29	6	980	88.2	5,997.6	136.2	47,303	82.2	29,575	29.9	8,947,469	58.8
30	6	969	87.2	6,020.2	136.7	46,318	80.5	29,239	29.6	8,872,099	58.3

(注) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

(注) 平成19年度から平成20年度は廃止代替を含む。

(注) 平成21年度から許可基準を充足した路線定期運行事業者のみの実績とする。

平成31年3月現在

事業者別 輸送人員

(単位名：千人)

九州産交バス	10,904
産交バス	3,919
都市バス	7,501
熊本電気鉄道	4,043
熊本バス	2,815
神園交通	57

合 計 29,239

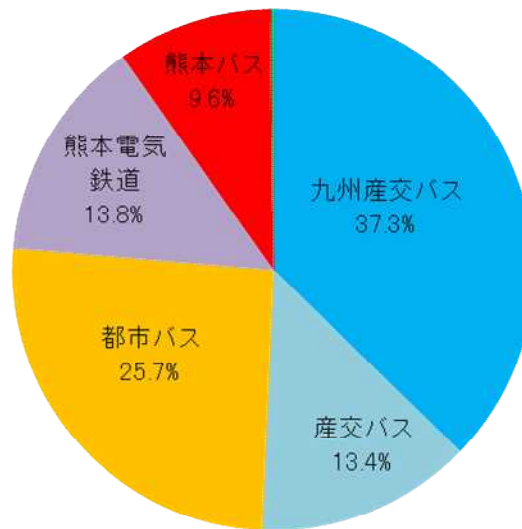
事業者別 車両数

(単位名：両)

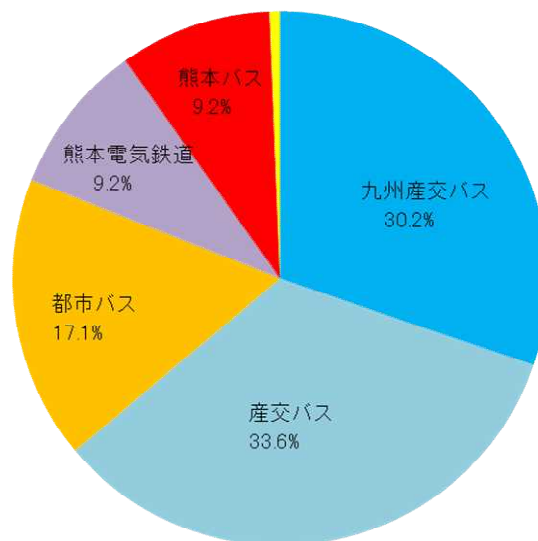
九州産交バス	293
産交バス	326
都市バス	166
熊本電気鉄道	89
熊本バス	89
神園交通	6

合 計 969

事業者別 輸送人員



事業者別 車両数



○バスサービス利用促進状況

平成31年3月現在

乗車券共通化	共通定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の共通化	(昭和56年 9月)
	乗り継ぎ定期券	熊本電鉄	バスと鉄道の乗り継ぎ	(昭和61年12月)
		熊本電鉄 熊本バス	他社バスとの乗り継ぎ	(平成 4年10月)
		九州産交 熊本電鉄	他社バスとの乗り継ぎ	(平成 8年 6月)
		九州産交	他社バスとの乗り継ぎ (区間限定)	(平成16年 6月)
		熊本都市バス	熊本市営及び熊本市営からの移譲路線運行バス会社との乗り継ぎ	(平成21年 4月)
各種乗車券		・持参人式定期券 ・企業定期券 ・端数定期券(通学のみ) ・環境定期券 ・片道定期券 ・観光施設セット乗車券 ・通学定期券 ・1日乗車券 ・キッズパス(期間限定) ・高齢者用割引定期 ・昼間割引定期 ・駅からパス		
案内充実		・交通センター内の行き先方面別乗り場整備 ・バス方向幕の統一 ・サービスセンターの設置 ・路線案内図の設置 ・液晶式運賃表示器の設置 ・停留所の電照化 ・バスロケーションシステム ・運行系統ナンバリングの運用		
利用促進策		・フリーバス制度の実施 ・リフト付き超低床バスの導入 ・ノンステップバスの導入 ・バス停施設の改善 ・サイクルアンドバスライド駐車場の新設 ・公共交通利用促進キャンペーン強化 ・地域版バスガイドマップ作成 ・高齢者免許証返納割引 ・パークアンドバスライド		

②貸切バス輸送

平成30年度末現在における県内の貸切バス事業者は57社、総車両数670両となっている。

貸切バス事業は、レジャー・研修・旅行等の利用者ニーズの拡大や多様化、車両の高級化等を背景に順調に推移してきたが、近年の景気低迷により、需要も小口化・近距離化の傾向にある。一方で、学校や自治体との契約によるスクールバスとしての運行など、新たな事業の展開も活発に行われており、今後も積極的な取り組みが期待されている。

近年の貸切バス業界は、平成12年12月に実施された規制緩和により、新規参入が容易になり、レンタカー事業者や観光旅館・ホテル経営者、タクシー事業者等からの参入が相次ぎ、事業者間の競争も激化していたが、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化、交替運転者の配置基準の設定など10項目を取りまとめて実施し安全に係る規制の強化を行った。なお、高速ツアーバスについては、平成25年に新高速乗合バスへ移行した。

平成26年4月からは、安全コストが反映された時間・キロ併用制運賃を基本とする貸切バスの新運賃・料金制度が開始され、県内の全ての事業者が新運賃・料金制度に移行した。

平成28年1月15日に長野県軽井沢町にて発生したスキーバス事故で多くの死傷者を出す悲惨な事故があったことから、二度と同様の事故が惹起されることのないよう、「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく再発防止策について、法令・通達の改正等の必要な手続きを行った上で順次実施している。

また、平成31年3月に事業者と旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する法令・通達等が制定され、過大な手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている運送取引についての道路運送法上の取り扱いが示されたところである。

○一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績の推移

年 度 別	事 業 者 数	車 両 数		走 行 キ ロ		輸 送 人 員		営 業 収 入		キロ当り 収 入 (円)
		(両)	指数	(千キロ)	指数	(千人)	指数	(千円)	指数	
55	10	317	100.0	12,487	100.0	3,342	100.0	4,772,952	100.0	382.2
平2	21	439	138.5	22,909	183.5	5,059	151.4	7,216,245	151.2	315.0
7	29	539	170.0	24,710	197.9	6,052	181.1	7,097,618	148.7	287.2
12	42	559	176.3	24,078	192.8	5,115	153.1	5,399,031	113.1	224.2
17	54	658	207.6	25,812	206.7	5,620	168.2	5,004,175	104.8	193.9
26	66	613	193.4	21,509	172.3	3,576	107.0	5,213,274	109.2	242.4
27	62	616	193.4	16,732	172.3	3,117	107.6	5,375,053	109.2	321.2
28	60	630	194.3	14,768	134.0	2,802	93.3	5,124,966	112.6	347.0
29	58	671	211.7	15,197	121.7	2,880	86.2	5,575,354	116.8	366.9
30	57	670	211.4	15,217	121.9	2,781	83.2	5,735,399	120.2	376.9

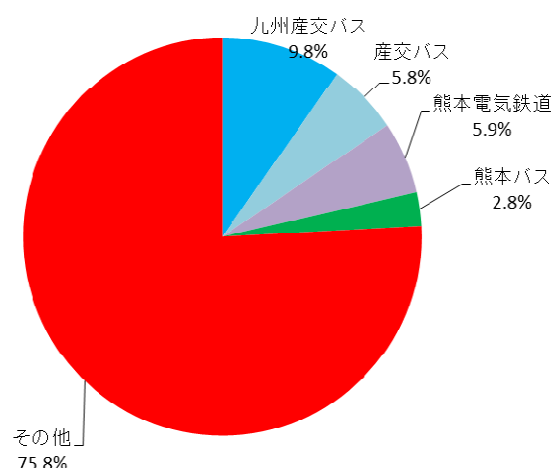
(注1) 平成18年度までは事業者数には廃止代替事業者も含む。

(注2) 平成18年度までは貸切と廃止代替の合計を集計し、平成19年度からは廃止代替は除く。

(注3) 指数は昭和55年を基準とし、小数点第2位以下切り捨て。

○事業者別 輸送人員 平成31年3月現在

(単位名：千人)	
九州産交バス	272
産交バス	160
熊本電気鉄道	163
熊本バス	77
その他	2,109
合 計	2,781



③タクシー輸送

県内のタクシー事業者は、法人が159社3050両、個人349両(平成30年度末)である。各事業者の経営環境は、景気の低迷による利用者数の減少、燃料費の高騰など運行コストの上昇によりきわめて厳しい状況にある。

平成21年10月、タクシーに関する諸問題解決のため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことにより、熊本交通圏及び八代交通圏が「特定地域」に指定された。

各交通圏では平成21年11月に特定地域協議会を設置し、協議を重ね「地域計画」が策定された。これを踏まえ、各事業者は順次「特定事業計画」の認定を受けた。

また、認定特定事業計画に基づき、各事業者による自主的な取組みとして減休車が実施されたことで供給輸送力が抑えられる一方、乗務員の利用者への接遇改善に係る指導教育の実施等による新規需要開拓が進められた結果、特に熊本交通圏においては、1車当たりの稼働が上昇するとともに日車営収の改善が図られてきた。

しかしながら、全国的には長引く不況の影響もあり、認定特定事業計画に基づく事業者の自主的な取組みに関して一定の効果はあったものの、十分なものではなかったことから、平成26年1月には特別措置法が改正され、熊本・八代両交通圏が新制度の「準特定地域」に指定され、その後平成27年6月に熊本交通圏は「特定地域」に指定されることになった。

なお、改正特別措置法では、供給輸送力が過剰であるおそれがある地域を「準特定地域」、供給輸送力が過剰となっている地域を「特定地域」と定義付けの上、程度の差はあるものの、参入抑制を図るとともに、「特定地域」、「準特定地域」のいずれにおいても、過度な競争の予防による適正運賃の確実な収受を目的として、従来の認可運賃制度に替えて公定幅運賃制度が導入されている。

まず、「準特定地域」では協議会において新規需要開拓を目的とした準特定地域計画を策定するとともに、各事業者では活性化事業計画を作成の上、新規需要開拓に取り組むことになっている反面、新規参入や増車等に関しては供給過剰にならないか審査の上、それぞれ許可または認可することになっている。

次に、「特定地域」では協議会において特定地域計画を策定し、国の認可を受けた上で、各事業者では事業者計画を作成し、地域計画と同様に国の認可を受けた上で、減車や営業方法の制限等による供給輸送力の削減に取り組むこととなっているため、新規参入や増車等に関しては禁止されている。

熊本交通圏においては、事業者計画による減車や営業方法の制限、活性化事業計画への各事業者の取組により、日車営収等の改善が見られたため、平成31年4月1日をもって特定地域の指定が解除されることとなった。

最後に、県内の地方部、特に中山間地域においては、自家用自動車の普及や少子高齢化、人口の流出等による過疎化の進行などによって乗合バス路線の撤退が相次いでおり、その後の地域公共交通の確保が喫緊の課題となっている。関係自治体・事業者等では、地域の実情とニーズに即した生活交通手段の確保を図るべく様々な対策を講じており、その手段の一つとして、タクシー事業者の協力のもと、各地で乗合タクシーの運行が行われるようになっている。

また、要介護者や身体障害者等、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、ドアツードアの移動を提供する福祉タクシーのサービス拡充も図られており、これらの輸送に限定した事業においては、最低車両数等の許可基準が緩和されているため、新規事業者の参入も相次いでいる。

○タクシー事業における輸送実績の推移

	55	60	平2	13	23	24	25	26	27	28	29	30
事業者数	192	192	191	192	178	178	176	173	169	164	163	163
(個人)	(531)	(536)	(526)	(514)	(443)	(426)	(418)	(404)	(383)	(374)	(359)	(343)
車両数	4,550	4,557	4,534	4,388	3,862	3,783	3,739	3,704	3,647	3,531	3,525	3,393
延実働日車数	1,481	1,500	1,428	1,304	1,073	1,036	1,006	962	825	865	813	786
(千輛)	(100)	(101)	(96)	(88)	(72)	(70)	(68)	(65)	(56)	(58)	(55)	(53)
総走行行	342,108	300,454	299,054	204,089	144,570	140,332	137,394	129,693	116,400	122,645	117,792	115,305
(千軒)	(100)	(88)	(87)	(60)	(42)	(41)	(40)	(38)	(34)	(36)	(34)	(34)
輸送人員	55,025	46,976	49,127	32,094	20,254	19,679	19,217	18,166	17,129	17,381	17,376	16,375
(千人)	(100)	(85)	(89)	(58)	(37)	(36)	(35)	(33)	(31)	(32)	(32)	(30)
営業収入	28,931	30,337	33,958	24,869	18,345	17,994	17,772	17,035	16,027	18,454	16,971	16,375
(百万円)	(100)	(105)	(117)	(86)	(63)	(62)	(61)	(59)	(55)	(64)	(59)	(57)

(注) 1. 事業者数欄の()数は1人1車制個人タクシー事業者を別書したもの。

2. 他の()数は昭和55年度を100とした指数(小数点第一位を四捨五入)。

3. 事業者数及び車両数は年度末現在数である(福祉輸送限定事業者及び特種車両を除く)。

○市群別タクシー事業者数・車両数及び一車当人口

市 郡 別		人口（千人）	事業者数	車両数（両）	一車当人口（人）
熊 本 県		1,756	159 (343)	3,050	576
市	熊 本	740	50 (306)	1,609	460
	荒 尾	52	4	58	897
	山 鹿	50	6	68	735
	玉 名	65	3	73	890
	菊 池	47	5	45	1,044
	八 代	125	11	263	475
	宇 土	37	3	35	1,057
	水 俣	24	4	67	358
	人 吉	33	3	71	465
	天 草	78	20	146	534
	上天草	25	6	29	862
	宇 城	58	7	60	967
	合 志	61	3 (10)	43	1,419
	阿 蘇	26	4	31	839
市部合計		1,421	129 (316)	2,598	547
郡	葦 北	21	2	14	1,500
	阿 蘇	35	7	49	714
	天 草	7	1	7	1,000
	上益城	82	10 (15)	137	599
	玉 名	39	6	41	951
	菊 池	77	6 (12)	125	616
	球 磨	52	8	58	897
	下益城	10	3	16	625
	八 代	11	1	5	2,200
郡部合計		334	44 (27)	452	739

(注)

1. 事業者数欄の（ ）数は、個人タクシー事業者を別書。
2. 事業者数の熊本県は実数、市郡部別は他市郡に営業所を設置している場合重複計上。
3. 福祉輸送限定事業者及び特種車両は除く。
4. 人口は平成30年10月1日現在（資料：熊本県HP「平成29年 熊本県の人口と世帯数」より引用）

○福祉輸送限定車両保有事業者数

平成31年3月31日現在

		事業者数	車両数(両)
熊 本 県		166	276
市 部	熊 本	66	117
	荒 尾	6	10
	山 鹿	10	18
	玉 名	8	10
	菊 池	8	10
	八 代	10	24
	宇 城	10	25
	宇 土	3	3
	水 俣	5	9
	人 吉	6	12
	阿 蘇	2	2
	合 志	5	5
	天 草	8	11
	上天草	0	0
市部合計		147	256

		事業者数	車両数(両)
郡	葦 北	3	4
	阿 蘇	1	1
	天 草	0	0
	上益城	2	2
	菊 池	5	5
	球 磨	7	7
	下益城	1	1
	玉 名	0	0
部	八 代	0	0
郡部合計		19	20

(注) 164事業者中、福祉輸送限定事業者は115事業者。

○規模別事業者数

平成31年3月31日現在

当 該 事 業 用 車 両 数 規 模 別 事 業 者 数						
合 計	1人1車制 個人タクシー	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	101両以上
502	343	66	61	22	8	2

従 業 員 数 規 模 別 事 業 者 数							
合 計	1人1車制 個人タクシー	10人 まで	30人 まで	50人 まで	100人 まで	300人 まで	301人 以上
502	343	57	56	24	17	5	0

資 本 金 規 模 別 事 業 者 数								
合 計	1人1車 制個人 タクシー	法 人						
		個人 企業	500万円 まで	1,000万 円まで	3,000万 円まで	5,000万 円まで	1億円ま で	1億円以 上
502	343	6	92	47	9	4	1	0

(2) 自家用有償旅客運送の概況

市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、バス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に、地域の足を確保する重要性にかんがみ、公共の福祉を確保する観点から、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可が行われてきたところであるが、過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また今後、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になると考えられる。

このため、こうした運送サービスがより一層安全・安心なものとして利用者に提供されるよう、平成18年10月の道路運送法改正において、法律上の位置付けが明確化され、具体的には、実際の運行形態を踏まえて、新たに登録制度が創設された。

なお、対象となる運送形態としては、具体的に以下の3種類を定めている。

- 市町村運営有償運送(市町村バス等)
- 過疎地有償運送(NPO等によるボランティア過疎地有償運送)
- 福祉有償運送(NPO等によるボランティア福祉有償運送)

○自家用有償旅客運送登録者の輸送実績の推移

1. 市町村運営有償運送

[交通空白輸送]

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
H25	4	42	511,652	50,326	10,212
H26	4	46	638,854	52,845	9,872
H27	3	42	460,924	38,210	7,828
H28	3	41	434,310	29,641	6,248
H29	3	41	445,454	27,295	5,894
H30	3	43	444,285	28,566	6,040

[市町村福祉輸送]

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
H25	11	34	97,813	3,104	3,906
H26	10	31	92,501	2,846	3,548
H27	10	31	82,848	4,289	3,173
H28	10	33	88,928	4,029	3,401
H29	10	31	87,267	4,123	3,331
H30	10	34	82,584	3,866	5,933

2. 公共交通空白地有償運送(登録者なし)

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送回数 (人)	運送収入 (千円)
H25	0	0	0	0	0
H26	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0

3. 福祉有償運送

年 度	登録者数	車両数 (両)	走行キロ (キロ)	輸送回数 (人)	運送収入 (千円)
H25	20	70	147,971	14,252	14,270
H26	21	80	175,930	16,532	16,838
H27	19	79	175,296	23,001	18,207
H28	19	83	212,511	13,596	18,303
H29	22	81	168,814	14,256	17,123
H30	20	75	162,917	12,527	16,497

※各年度末現在

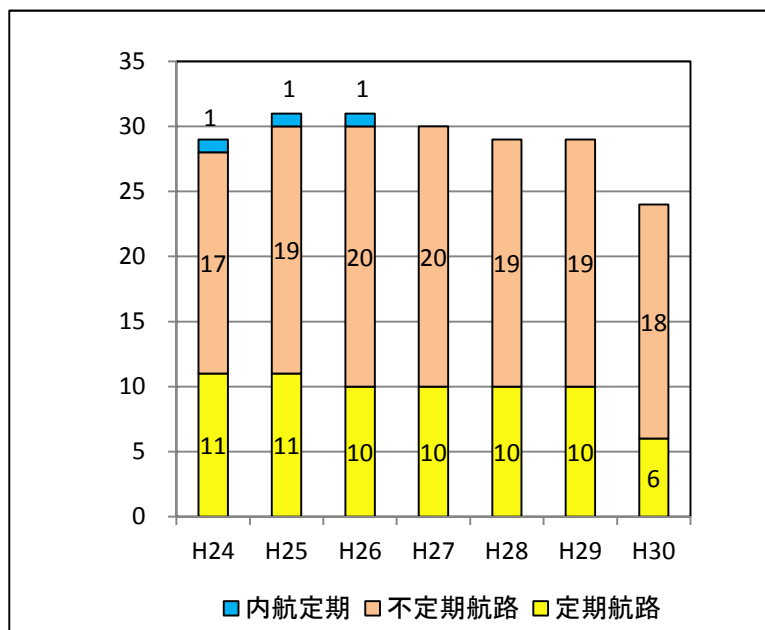
(3) 旅客船輸送の概況

県内の旅客航路事業者は、平成30年度末現在、一般旅客定期航路事業者が6事業者10航路、旅客不定期航路事業者が18事業者22航路、合計24事業者(実事業者20)32航路である。

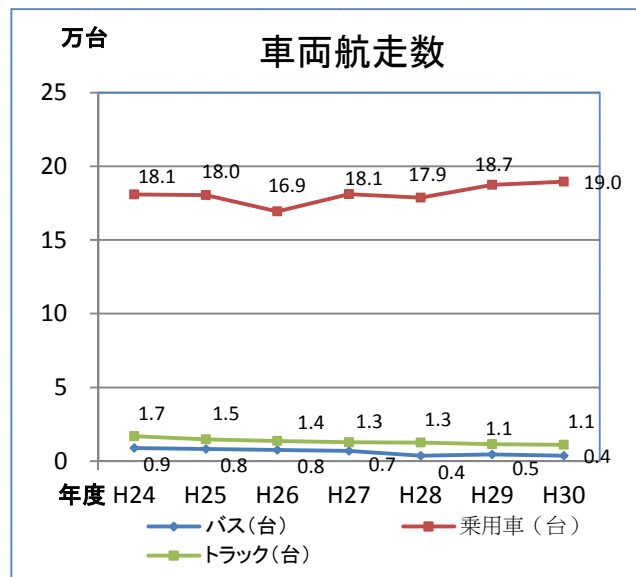
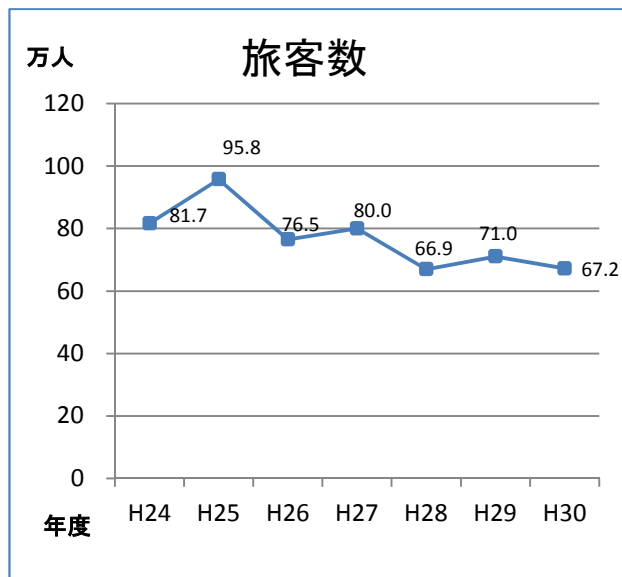
一般旅客定期航路事業は、短距離航路が多いのが特徴であり、島原半島、鹿児島県北西部、天草の離島を結ぶ重要な航路である。また、旅客不定期航路事業は、主に天草諸島の遊覧やイルカウォッチングの観光航路である。平成28年度、熊本地震の影響からにより大きく落ち込んだ旅客及びバスの輸送実績が、少しずつ回復している。

○旅客船事業数の推移

各年度末現在



○旅客定期航路事業の輸送実績の推移



年度	旅客(人)	バス(台)	乗用車(台)	トラック(台)	その他(台)
H24	816,844	8,858	180,770	16,848	3,664
H25	957,706	8,307	180,336	14,837	4,992
H26	765,067	7,635	169,354	13,662	2,964
H27	800,471	7,013	181,110	12,809	3,202
H28	669,278	3,712	178,723	12,532	2,644
H29	710,478	4,530	187,311	11,494	3,026
H30	672,008	3,679	189,516	10,944	3,174

3. 物流関係業務の概況

(1) 貨物自動車輸送の概況

①トラック輸送の現況

トラック輸送は、国内貨物輸送量の9割を占め、日々の暮らしや経済を支える我が国の社会活動において欠かせない国民生活の基礎となっている。

一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み等、数多くの課題を抱える状況が続いている。

このようななか、平成27年度には「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」が発足され、各県で運転手の労働環境改善のための実証実験が行われるとともに、その実験結果をガイドラインとして横展開を図ることで、長時間労働の抑制、取引環境の改善等に取り組んでいる。

また、平成29年度には標準貨物自動車運送約款が改正され、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整えるとともに、より一層の浸透を図る目的でセミナーや説明会を開催し、荷主企業等に対する理解・協力を求めている。

加えて、平成30年度には「貨物自動車運送事業法」が改正された。この改正は、国内の物流を支える貨物運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、令和6年度より自動車運送業に適用となる時間外労働の上限規制（働き方改革関連）等を考慮し、その担い手である運転者不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善することを主たる目的としている。

さらに、貨物自動車運送事業安全性評価制度（Gマーク制度）や安全マネジメントの推進など輸送の安全対策に取り組むとともに、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対しては、集中的な監査と厳格な行政処分を実行するといった措置を講じている。

今後のトラック輸送には、多様化する利用者のニーズを把握し、良質な輸送サービスを提供するとともに、環境に配慮した効率的な事業経営及び事故防止を含めた輸送の安全をより一層重視して、社会の信頼に応えることが期待されている。

○県内規模別事業者数(平成31年3月末現在)

イ 資本金規模別事業者数

種別	合計	50万 まで	100万 まで	200万 まで	300万 まで	500万 まで	1千万 まで	3千万 まで	5千万 まで	1億 まで	1億超	その他
一般	677	22	11	8	185	92	181	97	20	10	2	49
特積	11	0	0	0	0	0	0	3	2	4	2	0
霊柩	130	1	1	1	29	25	18	8	2	1	8	36
特定	8	0	0	0	0	2	1	2	2	0	0	1

※ 個人・公営

ロ 従業員規模別事業者数

種別	合計	10人 まで	20人 まで	30人 まで	50人 まで	70人 まで	100人 まで	200人 まで	300人 まで	1000人 まで	1000人 超
一般	677	260	238	79	60	26	6	8	0	0	0
特積	11	0	0	0	1	4	3	0	1	1	1
霊柩	130	126	3	0	1	0	0	0	0	0	0
特定	8	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0

ハ 保有車両別事業者数

種別	合計	5両 まで	10両 まで	15両 まで	20両 まで	30両 まで	50両 まで	100両 まで	200両 まで	500両 まで	500両 超	県内全 車両数
一般	677	242	172	89	39	50	42	32	10	1	0	13,755
特積	11	0	0	0	0	0	3	4	2	1	1	84
霊柩	130	126	2	0	1	0	0	1	0	0	0	268
特定	8	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	33

※ 特積事業者の車両数は運行車のみで計上

②霊柩自動車運送事業の現況

霊柩自動車運送事業は、一般の貨物運送とは異なり、「遺体の搬送」という特殊な分野の運送であり、葬祭業と密接な関連があることから、他のトラック運送事業とは事業の形態を異にしている。また、葬祭業の経営上、霊柩車の保有が顧客確保につながるため、葬祭業を兼ねる事業者が多いが、霊柩自動車運送事業に係る運賃収入は少なく、その経営基盤は脆弱なものとなっている。

物流二法の制定以後、一般貨物（霊柩）は、新規事業者、車両数とも増加しており、市場競争の激化の中、厳しい事業環境で推移している。

県内霊柩自動車運送事業者の車両数 平成31年3月末現在

許可事業者数	車両数
130	268

軽霊柩事業者数	車両数
75	82

③熊本地区共同輸送株式会社(愛称:グリーンネット)の概要

平成10年3月、学識経験者、トラック運送事業者、関係行政機関等で構成された「熊本市街地区物流対策推進協議会」から、「熊本市街地区における物流円滑化等のための方策として、特別積み合わせ事業者全員参加型の共同集配システムの事業化を図ることが必要である。」との提言が行われたことから、熊本市内に営業所を持つトラック運送事業者20社、地元金融機関2社の共同出資により、熊本地区共同輸送(株)が平成11年8月に設立された。

* 熊本地区共同輸送の事業概要(現状)

- ・所在地 熊本市南区流通団地2丁目16番
- ・出資者 トラック運送事業者17社、地元金融機関2社
- ・設立年月日 平成11年 8月31日
- ・事業開始年月日 平成11年10月 1日
- ・集配対象地域 熊本市中心市街地
- ・使用車両 全て2t車6台(CNG車(天然ガス)4台、軽油車2台)
自社保有のみを記載そのほかに傭車車両が5台
(うちCNG1両)あるとのこと。

* 熊本地区共同輸送の取扱い個数の推移

年 度 区分	25	26	27	28	29	30
取 扱 個 数	546,508	525,455	547,302	498,336	638,092	589,669
月平均取扱個数	45,542	43,787	45,608	45,303	53,174	49,139
参 加 事 業 者 数	19	19	19	19	19	19

* 事業円滑化に向けた取り組み

共同集配システムの円滑な運営を確立し地域への貢献を促進するために、運送事業者・荷主・地方自治体等関係行政機関が一体となって積極的に取り組んでいる。また、懸案であった集配のための駐車スペースが平成19年9月より熊本市街地の集配重点対象地域3カ所に9台分のトラックベイ（貨物専用駐車スペース）が設置された。

④大型貨物自動車（ダンプカー）の現況

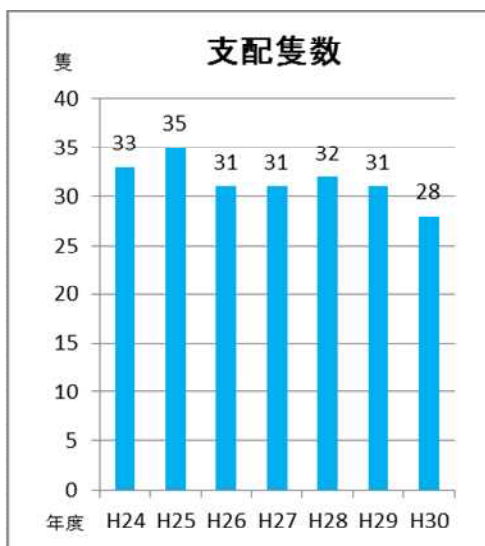
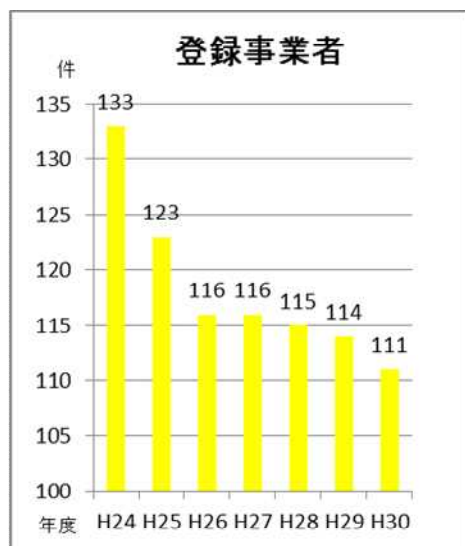
ダンプ規制法による届出使用者数及び車両数の推移

年 別 業 種 別		55年	60年	平2年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
⑤ 自動車運送事業	使用者数	103	109	109	231	240	270	245	240	239	242	242	242	248	253
	（車両数）	(440)	(571)	(753)	(1,343)	(1,279)	(1,325)	(1,278)	(1,217)	(1,268)	(1,333)	(1,305)	(1,358)	(1,446)	(1,497)
⑥ 採 石 業	使用者数	10	37	43	34	31	31	31	31	31	30	30	30	29	31
	（車両数）	(11)	(75)	(117)	(79)	(68)	(68)	(65)	(61)	(63)	(66)	(70)	(70)	(70)	(65)
⑦ 砕 石 業	使用者数	89	48	23	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7
	（車両数）	(236)	(123)	(59)	(11)	(7)	(7)	(7)	(8)	(8)	(5)	(6)	(6)	(6)	(11)
⑧ 砂 利 採 取 業	使用者数	18	18	22	8	4	5	4	3	3	3	3	3	3	4
	（車両数）	(24)	(34)	(43)	(9)	(4)	(7)	(6)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(6)	(8)
⑨ 砂 利 販 売 業	使用者数	813	608	704	372	309	310	309	272	277	280	284	294	327	343
	（車両数）	(1,375)	(958)	(1,166)	(533)	(424)	(430)	(437)	(368)	(378)	(392)	(402)	(434)	(489)	(540)
⑩ 建 設 業	使用者数	555	356	355	258	206	206	207	197	200	205	214	234	258	274
	（車両数）	(927)	(581)	(707)	(383)	(317)	(317)	(324)	(302)	(327)	(354)	(379)	(431)	(491)	(510)
⑪ そ の 他	使用者数	66	23	28	59	44	45	50	53	57	59	59	62	70	74
	（車両数）	(117)	(40)	(42)	(80)	(66)	(67)	(74)	(87)	(90)	(92)	(89)	(95)	(145)	(170)
計	使用者数	1,654	1,199	1,284	968	839	872	851	801	812	824	837	870	940	986
	（車両数）	(3,130)	(2,382)	(2,887)	(2,438)	(2,165)	(2,221)	(2,191)	(2,048)	(2,139)	(2,247)	(2,256)	(2,400)	(2,653)	(2,801)

(2) 内航海運業の概況

県内における内航海運事業者数の推移は下表のとおりで、平成30年度末の登録事業者数は111事業者(船舶の運航を行う事業者16事業者、船舶の貸渡を行う事業者95事業者)となっている。

特徴としては、個人事業者を含めた資本金1千万円未満の事業者が約7割を占めており、その多くが上天草市(大矢野町、松島町、龍ヶ岳町)、宇城市(三角町)に集中し、主に、関門、瀬戸内、関西地区など県外の海域で稼働している。



(注) 休止事業者を除いた事業者数

(3) 港湾運送事業の概況

○港湾運送と荷役実績について

県内の港湾運送事業法の指定港湾は、三角港、八代港、水俣港の3港で、平成30年度末現在、事業者数は11社である。

3港の平成30年度の港湾荷役実績は276.5万トンで、対前年度比6.7%(17.5万トン)の増加であった。

平成30年度の実績で、輸出・輸入ともに、コンテナが好調で増加となった。

各港の主要取扱貨物として、三角港は金属くず、八代港はコンテナ・穀物、水俣港は化学肥料・原木である。

八代港においては、外航コンテナ航路の誘致が活発である。



三角港

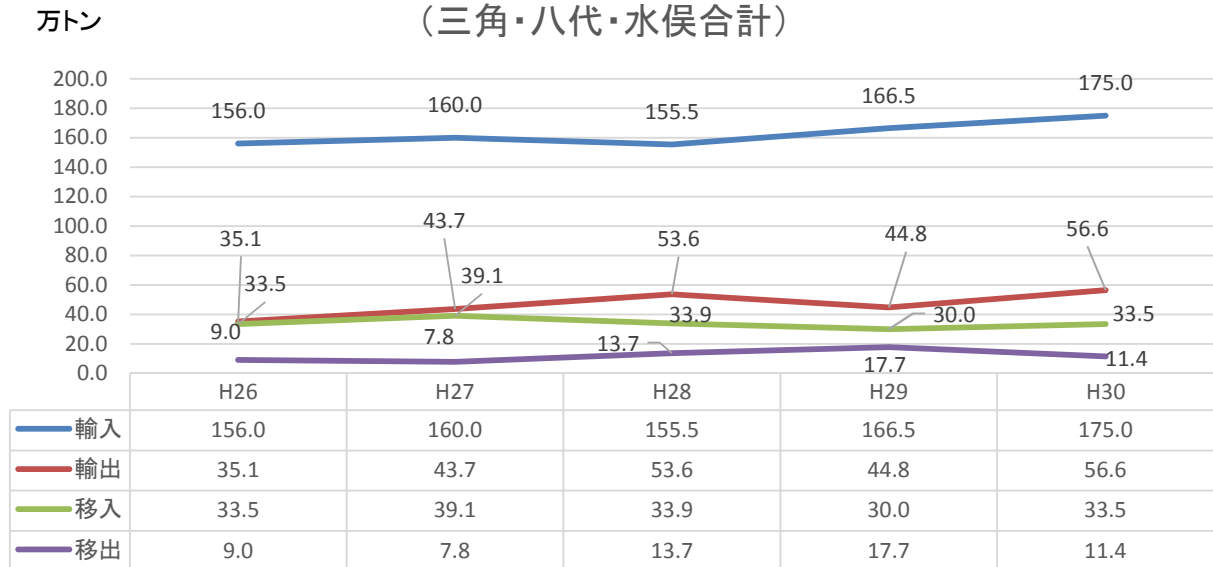


八代港



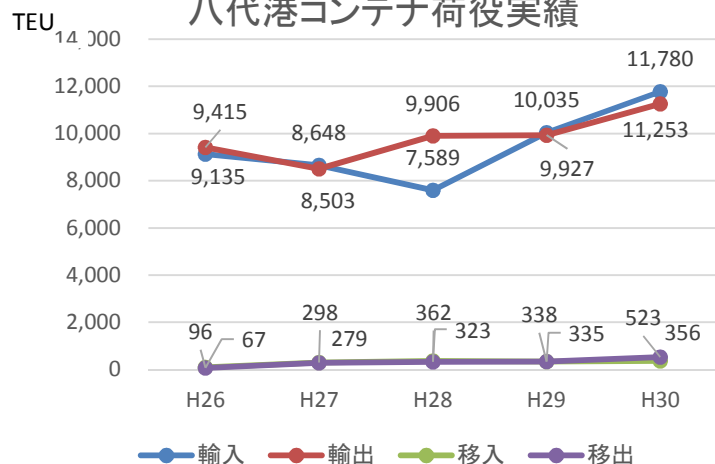
水俣港

管内指定港湾取扱い実績 (三角・八代・水俣合計)



八代港コンテナターミナルと蔵置状況

八代港コンテナ荷役実績



(4) 倉庫業の概況

① 普通倉庫受寄物年間入庫高の推移

単位：トン

品目 \ 年度	15	20	25	28	29	30	前年度比(%)
農水産品	556,352	555,076	498,336	522,860	579,346	512,918	89
金属	190,923	342,155	224,480	0	0	48	-
金属製品機械	23,035	18,008	20,630	21,707	26,002	35,179	135
窯業品	0	481	1,316	0	0	0	-
化学工業品	48,919	71,733	89,398	86,264	91,678	101,664	111
紙パルプ	125,853	207,198	225,273	231,961	226,949	151,032	67
繊維工業品	727	780	5,263	4,618	7,975	20,764	260
食料工業品	213,099	241,237	162,584	237,682	214,747	195,439	91
雑工業品	21,874	13,908	34,285	67,571	71,311	78,621	110
雑品	237,728	171,369	150,425	210,083	204,663	198,303	97
合計	1,418,510	1,621,945	1,411,990	1,382,746	1,422,671	1,293,968	91

② 普通倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	28	29	30	前年度比(%)
農水産品	121,917	106,469	110,634	95,311	94,961	91,356	96
金属	15,184	32,980	19,806	0	0	51	-
金属製品機械	4,838	3,393	3,649	2,841	3,214	3,837	119
窯業品	0	188	225	20	0	0	-
化学工業品	5,520	9,468	14,598	9,263	10,123	12,925	128
紙パルプ	9,291	15,536	17,465	22,462	20,791	13,232	64
繊維工業品	109	93	776	865	826	1,165	141
食料工業品	14,982	12,632	9,168	8,122	9,080	10,218	113
雑工業品	4,532	4,450	4,578	7,516	6,644	6,119	92
雑品	24,431	23,145	15,953	21,809	23,254	22,233	96
合計	200,804	208,354	196,852	168,209	168,893	161,136	95

③ 冷蔵倉庫受寄物年間入庫高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	28	29	30	前年度比(%)
生鮮水産物	2,882	2,761	1,900	1,900	2,268	1,875	83
冷凍水産物	19,333	22,441	14,129	14,129	15,283	12,797	84
塩干水産物	10,240	13,798	9,360	9,360	9,030	8,561	95
水産加工品	3,806	3,562	1,642	1,642	2,117	1,417	67
畜産物	21,161	13,237	11,273	11,273	11,206	11,809	105
畜産加工品	3,083	5,693	5,003	5,003	16,747	15,038	90
農産物	8,706	6,294	9,404	9,404	9,811	10,937	111
農産加工品	13,362	12,500	16,165	16,165	11,239	10,282	91
冷凍食品	21,524	16,420	12,347	12,347	11,703	8,715	74
その他	1,859	5,529	12,018	12,018	18,936	15,852	84
合計	105,956	102,235	93,241	93,241	108,340	97,283	90

④ 冷蔵倉庫受寄物平均月末保管残高の推移

品目 \ 年度	15	20	25	28	29	30	前年度比(%)
生鮮水産物	20	15	37	37	17	16	94
冷凍水産物	3,341	4,722	3,222	3,222	5,492	3,716	68
塩干水産物	1,300	3,883	2,615	2,615	2,208	2,838	129
水産加工品	344	349	122	122	185	305	165
畜産物	2,614	1,127	1,133	1,133	1,083	1,066	98
畜産加工品	638	860	1,056	1,056	1,703	1,928	113
農産物	2,715	2,288	1,877	1,877	2,182	2,264	104
農産加工品	3,894	5,796	6,841	6,841	5,094	3,570	70
冷凍食品	1,490	1,452	927	927	1,206	950	79
その他	659	421	383	383	589	490	83
合計	17,015	20,913	18,213	18,213	19,759	17,143	87

4. その他輸送関係事業の概況

(1) レンタカー事業

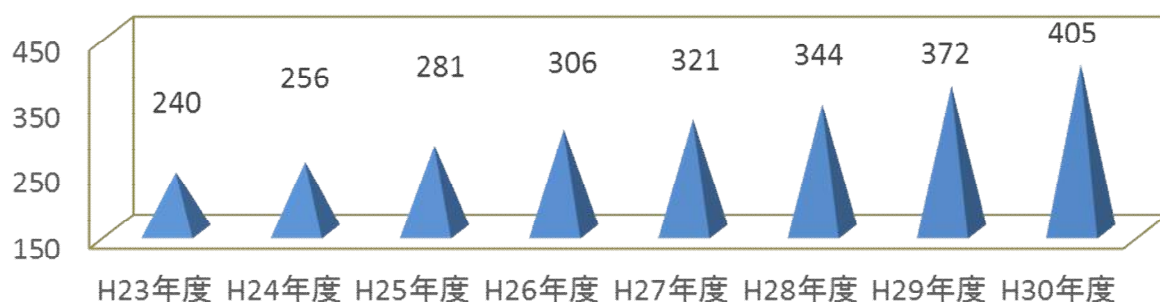
レンタカー事業は景気低迷や規制緩和による競争の激化など厳しい状況にあるものの、全国の事業者数は、平成23年3月末現在、7,746事業者、車両数42万5,683台で、車種別占有率は乗用車53.9%、貨物車39.4%、マイクロバス1.3%、その他の車両5.4%となっている。熊本県においては、平成23年3月末現在、166事業者、6,806両で、乗用車53.7%、貨物車36.0%、マイクロバス1.9%、その他の8.3%となっており、車両数は全国・県内とも増加傾向にある。

レンタカー事業は、従来のレジャー主体の利用から各種の業務用等への利用が増大し、鉄道・バスなどの公共交通機関とマイカーに代表される私的交通機関の中間を担う、第三の交通機関として見直されている。

特に、当該事業は平成23年3月12日の九州新幹線全線開業以降、観光客等に対応するため、乗捨て料金無料等のサービスを開始するなど活性化しており、新規許可及び増車届出件数の増加が見られるところである。

今後は、産業活動や国民生活の変化に伴う利用者ニーズに対応するため、サポートセンターの拡充、宅配サービスなどのニューサービスの導入、高齢化社会や環境問題に対応した福祉車両や低公害車の導入等を促進し、便利で安全性の高い事業の展開が求められている。

レンタカーの事業者数の推移



(2) 自動車運転代行業

自動車運転代行業は、昭和50年代前半から自動車を利用したニューサービス産業として登場した。飲酒した者等に代わって「自動車を運転する役務を提供する事業」として飲酒運転の防止等に一定の役割を果たし、移動手段として自家用自動車が大きな地位を占める地方都市を中心に発達した事業である。

一方では、交通事故の多発、損害賠償保険の未加入、不適正業者による不明瞭な料金設定等の問題点が指摘され、その業務の適正な運営が課題とされてきた。

このような問題に対処するため、平成13年6月には国土交通省と警察庁において、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全と利用者の保護を図るため、自動車運転代行事業者が締結すべき損害賠償保険や第二種運転免許取得の義務付けを柱とする「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」が制定され、平成14年6月から施行になり、平成16年6月からは二種免許の義務付けが実施された。

同法の施行後5年間の施行状況の検討結果を踏まえ、飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のため「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」が平成20年2月7日に取りまとめられ、これにより同年10月1日をもって、代行運転自動車（顧客の自動車）に係る車両保険・車両共済について自動車運転代行業法第12条に規定する自動車運転代行業を実施する際の損害賠償措置としてその義務付けが行われた。

さらに、平成24年3月29日に警察庁及び国交省で取りまとめられた「安全安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、利用者利便と事業秩序の更なる向上を目的とした施策として、行政処分の公表制度・領収書発行について標準約款に規程・料金概算額の説明の明確化・白タク行為の行政処分強化・随伴車両のペイント義務化が、平成24年度に実施された。

自動車運転代行事業者には、同法に添った運転代行業の適正・健全な事業運営が求められる。

平成27年1月末の熊本県内の県公安委員会認定事業者は358事業者である。

熊本運輸支局としても熊本県警と連携し、事業者に対し講習を行うとともに立ち入り監査及び街頭取締等を実施し、事業の適正化に取り組んでいる。

なお、平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、第4次分権一括法が成立したことにより、平成27年4月1日から国土交通省が所管していた事務・権限を都道府県に委譲された。

5. 自動車登録の概況

【登録の目的】

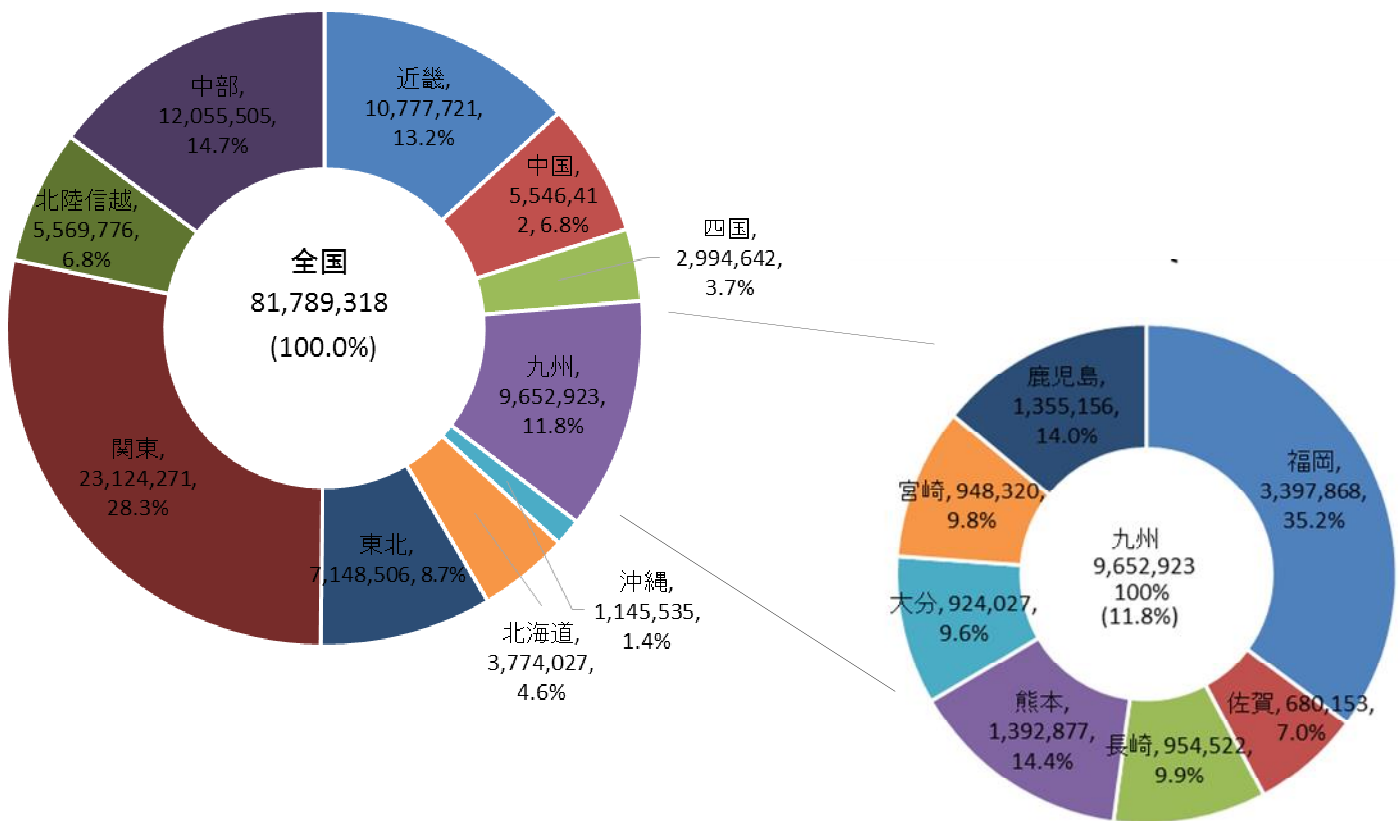
自動車の登録制度は、「所有権の公証により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなる。

【保有車両数の動向】

当県における保有車両数は、昭和30年には1.9万台（0.7万台）であったが、昭和35年頃から急激に増加し昭和60年には39倍の76.4万台（22.6万台）、平成19年には68倍の130万台を超え、最近数年間は横ばいで推移しており、平成31年3月末現在では139.2万台（65.8万台）となっている。全国で見ると平成31年3月末現在の保有車両数は8,178万台であり、下図に示すとおり、当県は全国の1.7%を占め、また、九州管内においては、九州7県のうち福岡県に次ぐ保有車両数となっている。なお、現在、軽自動車の割合が増加しており、二輪を除く保有自動車数のうち、48.6%は軽自動車が占めている。

（注）（）内は内数で軽自動車保有車両数

全国及び九州の保有車両数（平成31年3月末現在）



※（）内は全国比率

都道府県別・車種別自動車保有台数（軽自動車、軽二輪含む）

※自動車検査登録情報協会のHPより データ入手

平成31年3月末現在

局	車種 運輸支局	乗用車	貨物車	乗合車	特種（殊）車	二輪車	合計	管内比	全国比
北海道	札幌	1,327,919	246,685	6,742	61,846	73,804	1,716,996	45.5%	2.1%
	函館	243,027	54,775	1,124	10,168	9,225	318,319	8.4%	0.4%
	旭川	362,055	95,184	1,983	20,888	19,884	499,994	13.2%	0.6%
	室蘭	276,757	78,509	1,521	12,633	13,666	383,086	10.2%	0.5%
	釧路	196,586	55,987	809	13,002	8,197	274,581	7.3%	0.3%
	帯広	226,727	69,485	926	16,918	9,904	323,960	8.6%	0.4%
	北見	177,450	56,472	876	12,800	9,493	257,091	6.8%	0.3%
	計	2,810,521	657,097	13,981	148,255	144,173	3,774,027	100.0%	4.6%
東北	青森	730,409	214,604	3,794	31,853	25,789	1,006,449	14.1%	1.2%
	岩手	742,462	227,219	3,558	26,403	31,766	1,031,408	14.4%	1.3%
	宮城	1,298,525	298,711	4,963	35,719	67,374	1,705,292	23.9%	2.1%
	秋田	592,118	173,298	2,274	23,089	21,570	812,349	11.4%	1.0%
	山形	695,930	187,168	2,559	23,683	25,875	935,215	13.1%	1.1%
	福島	1,224,727	330,061	5,233	35,973	61,799	1,657,793	23.2%	2.0%
	計	5,284,171	1,431,061	22,381	176,720	234,173	7,148,506	100.0%	8.7%
関東	茨城	1,981,386	483,209	7,046	48,874	91,862	2,612,377	11.3%	3.2%
	栃木	1,338,596	287,700	4,589	30,604	71,145	1,732,634	7.5%	2.1%
	群馬	1,379,731	318,413	3,945	32,405	66,528	1,801,022	7.8%	2.2%
	埼玉	3,213,133	623,843	10,336	83,512	200,745	4,131,569	17.9%	5.1%
	千葉	2,817,780	601,183	11,965	79,723	142,305	3,652,956	15.8%	4.5%
	東京	3,157,277	672,570	16,442	102,872	465,820	4,414,981	19.1%	5.4%
	神奈川	3,065,068	555,579	11,943	85,094	301,203	4,018,887	17.4%	4.9%
	山梨	557,170	153,531	2,203	15,948	30,993	759,845	3.3%	0.9%
	計	17,510,141	3,696,028	68,469	479,032	1,370,601	23,124,271	100.0%	28.3%
北陸信越	新潟	1,393,862	341,762	6,044	45,880	57,613	1,845,161	33.1%	2.3%
	富山	710,529	147,744	2,088	19,867	22,111	902,339	16.2%	1.1%
	石川	725,398	145,982	2,740	18,732	21,692	914,544	16.4%	1.1%
	長野	1,379,385	417,889	5,409	36,868	68,181	1,907,732	34.3%	2.3%
	計	4,209,174	1,053,377	16,281	121,347	169,597	5,569,776	100.0%	6.8%
中部	福井	513,291	123,028	1,886	15,799	15,719	669,723	5.6%	0.8%
	岐阜	1,302,697	295,626	4,534	32,534	52,276	1,687,667	14.0%	2.1%
	静岡	2,224,666	483,841	6,435	47,083	131,813	2,893,838	24.0%	3.5%
	愛知	4,196,331	772,689	10,586	90,965	212,394	5,282,965	43.8%	6.5%
	三重	1,161,089	275,910	3,438	28,687	52,188	1,521,312	12.6%	1.9%
	計	9,398,074	1,951,094	26,879	215,068	464,390	12,055,505	100.0%	14.7%
近畿	滋賀	805,294	175,386	2,731	18,169	37,465	1,039,045	9.6%	1.3%
	京都	1,007,847	234,767	4,820	28,294	62,496	1,338,224	12.4%	1.6%
	大阪	2,790,504	657,027	11,006	84,086	233,871	3,776,494	35.0%	4.6%
	奈良	653,017	133,583	2,182	14,550	31,780	835,112	7.7%	1.0%
	和歌山	543,207	161,407	1,692	15,969	32,514	754,789	7.0%	0.9%
	兵庫	2,318,523	487,856	8,023	62,583	157,072	3,034,057	28.2%	3.7%
	計	8,118,392	1,850,026	30,454	223,651	555,198	10,777,721	100.0%	13.2%
中国	鳥取	346,273	99,470	1,221	9,643	10,216	466,823	8.4%	0.6%
	島根	410,443	118,544	1,734	12,003	12,449	555,173	10.0%	0.7%
	岡山	1,163,045	294,841	3,135	31,400	51,699	1,544,120	27.8%	1.9%
	広島	1,462,705	321,132	5,195	38,869	78,295	1,906,196	34.4%	2.3%
	山口	823,637	195,725	2,548	19,716	32,474	1,074,100	19.4%	1.3%
	計	4,206,103	1,029,712	13,833	111,631	185,133	5,546,412	100.0%	6.8%
四国	徳島	457,704	130,537	1,592	11,735	19,629	621,197	20.7%	0.8%
	香川	591,342	152,410	1,762	15,859	27,633	789,006	26.3%	1.0%
	愛媛	744,673	217,837	2,278	21,668	35,067	1,021,523	34.1%	1.2%
	高知	397,823	130,137	1,351	12,126	21,479	562,916	18.8%	0.7%
	計	2,191,542	630,921	6,983	61,388	103,808	2,994,642	100.0%	3.7%
九州	福岡	2,610,840	569,252	10,738	62,930	144,108	3,397,868	35.2%	4.2%
	佐賀	506,641	135,892	2,084	13,411	22,125	680,153	7.0%	0.8%
	長崎	700,219	184,884	4,394	19,221	45,804	954,522	9.9%	1.2%
	熊本	1,038,873	282,987	3,792	28,203	39,022	1,392,877	14.4%	1.7%
	大分	694,834	182,667	2,446	17,137	26,943	924,027	9.6%	1.1%
	宮崎	677,684	210,307	2,137	19,459	38,733	948,320	9.8%	1.2%
	鹿児島	955,360	314,384	4,340	33,157	47,915	1,355,156	14.0%	1.7%
	計	7,184,451	1,880,373	29,931	193,518	364,650	9,652,923	100.0%	11.8%
沖縄	沖縄	858,004	205,241	3,800	20,892	57,598	1,145,535	100.0%	1.4%
合計	計	61,770,573	14,384,930	232,992	1,751,502	3,649,321	81,789,318		

熊本県における車種別保有自動車数の推移

種 別 年度	貨 物		乗 合		乗 用		特 種 (殊)		小 二		軽 四 (含三)		軽 二		合 計	
	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数	車両数	指数
S40	29,786	100.0	1,351	100.0	11,094	100.0	1,153	100.0	705	100.0	23,209	100.0	23,031	100.0	90,329	100.0
S41	36,530	122.6	1,553	115.0	15,458	139.3	1,332	115.5	769	109.1	43,554	187.7	12,742	55.3	111,938	123.9
S42	46,599	156.4	1,787	132.3	21,973	198.1	1,636	141.9	924	131.1	56,234	242.3	12,007	52.1	141,160	156.3
S43	59,369	199.3	1,967	145.6	30,774	277.4	1,902	165.0	1090	154.6	72,104	310.7	11,157	48.4	178,363	197.5
S44	72,149	242.2	2,204	163.1	42,306	381.3	2,329	202.0	1288	182.7	88,232	380.2	10,053	43.6	218,561	242.0
S45	78,409	263.2	2,380	176.2	52,915	477.0	2,877	249.5	1,588	225.2	103,264	444.9	9,136	39.7	250,569	277.4
S46	83,380	279.9	2,574	190.5	64,700	583.2	3,426	297.1	2,126	301.6	117,586	506.6	10,831	47.0	284,623	315.1
S47	89,453	300.3	2,669	197.6	80,898	729.2	4,174	362.0	2,832	401.7	129,575	558.3	8,561	37.2	318,162	352.2
S48	99,067	332.6	2,784	206.1	105,134	947.7	5,395	467.9	2,973	421.7	138,722	597.7	8,489	36.9	362,564	401.4
S49	104,810	351.9	2,907	215.2	130,713	1178.2	6,436	558.2	3,680	522.0	141,572	610.0	8,398	36.5	398,516	441.2
S50	111,471	374.2	2,994	221.6	160,523	1446.9	7,063	612.6	3,909	554.5	138,839	598.2	8,198	35.6	432,997	479.4
S51	118,308	397.2	3,075	227.6	195,364	1761.0	7,735	670.9	3,605	511.3	122,523	527.9	8,091	35.1	458,701	507.8
S52	125,585	421.6	3,159	233.8	225,055	2028.6	8,398	728.4	3,943	559.3	122,259	526.8	7,813	33.9	496,212	549.3
S53	130,544	438.3	3,194	236.4	254,947	2298.1	9,354	811.3	4,067	576.9	126,409	544.7	7,633	33.1	536,148	593.6
S54	136,589	458.6	3,222	238.5	289,661	2611.0	10,424	904.1	4,333	614.6	126,782	546.3	7,745	33.6	578,756	640.7
S55	140,428	471.5	3,221	238.4	318,482	2870.8	11,393	988.1	4,794	680.0	134,171	578.1	7,773	33.8	620,262	686.7
S56	142,047	476.9	3,256	241.0	336,597	3034.0	12,077	1047.4	5,495	779.4	143,674	619.0	8,881	38.6	652,027	721.8
S57	140,509	471.7	3,265	241.7	351,541	3168.7	12,622	1094.7	6,538	927.4	158,473	682.8	9,852	42.8	682,800	755.9
S58	138,241	464.1	3,246	240.3	362,109	3264.0	13,237	1148.0	7,895	1119.9	176,221	759.3	11,077	48.1	712,026	788.3
S59	136,327	457.7	3,266	241.7	370,981	3344.0	13,852	1201.4	8,913	1264.3	192,980	831.5	13,071	56.8	739,390	818.6
S60	134,492	451.5	3,276	242.5	376,420	3393.0	14,246	1235.6	9,740	1381.6	212,255	914.5	14,198	61.6	764,627	846.5
S61	133,150	447.0	3,320	245.7	382,995	3452.3	14,740	1278.4	10,396	1474.6	230,952	995.1	15,587	67.7	791,140	875.8
S62	131,146	440.3	3,364	249.0	390,270	3517.8	15,205	1318.7	10,868	1541.6	250,189	1078.0	16,945	73.6	817,987	905.6
S63	131,432	441.3	3,468	256.7	399,231	3598.6	15,966	1384.7	11,313	1604.7	268,583	1157.2	18,857	81.9	848,850	939.7
H元	133,665	448.8	3,588	265.6	409,143	3688.0	16,887	1464.6	11,640	1651.1	287,489	1238.7	19,803	86.0	882,215	976.7
H2	133,877	449.5	3,661	271.0	429,311	3869.8	17,697	1534.9	11,797	1673.3	300,593	1295.2	20,922	90.8	917,858	1016.1
H3	135,127	453.7	3,735	276.5	447,983	4038.1	18,587	1612.1	11,745	1666.0	314,855	1356.6	21,666	94.1	953,698	1055.8
H4	136,271	457.5	3,794	280.8	468,874	4226.4	19,450	1686.9	11,316	1605.1	326,079	1405.0	22,569	98.0	988,353	1094.2
H5	136,509	458.3	3,794	280.8	485,830	4379.2	20,118	1744.8	11,590	1644.0	335,120	1443.9	21,847	94.9	1,014,808	1123.5
H6	136,886	459.6	3,860	285.7	505,745	4558.7	21,048	1825.5	12,421	1761.8	343,782	1481.2	22,138	96.1	1,045,880	1157.9
H7	138,325	464.4	3,910	289.4	526,689	4747.5	22,091	1916.0	13,155	1866.0	353,551	1523.3	21,635	93.9	1,079,356	1194.9
H8	137,507	461.6	3,909	289.3	550,569	4962.8	23,227	2014.5	13,800	1957.4	363,916	1568.0	20,364	88.4	1,113,292	1232.5
H9	137,803	462.6	3,901	288.7	573,497	5169.4	20,037	1737.8	14,356	2036.3	372,777	1606.2	19,631	85.2	1,142,002	1264.3
H10	136,757	459.1	3,922	290.3	587,513	5295.8	21,209	1839.5	14,692	2084.0	379,926	1637.0	18,774	81.5	1,162,793	1287.3
H11	133,451	448.0	3,894	288.2	598,014	5390.4	22,532	1954.2	15,089	2140.3	389,606	1678.7	18,117	78.7	1,180,703	1307.1
H12	131,735	442.3	3,916	289.9	601,361	5420.6	23,994	2081.0	15,396	2183.8	406,696	1752.3	17,695	76.8	1,200,793	1329.4
H13	130,405	437.8	3,920	290.2	605,314	5456.2	24,897	2159.3	15,641	2218.6	422,346	1819.8	17,646	76.6	1,220,169	1350.8
H14	125,642	421.8	3,909	289.3	609,657	5495.4	25,097	2176.7	15,924	2258.7	438,692	1890.2	17,675	76.7	1,236,596	1369.0
H15	123,327	414.0	3,924	290.5	610,705	5504.8	25,019	2169.9	16,283	2309.6	453,573	1954.3	17,772	77.2	1,250,603	1384.5
H16	121,743	408.7	3,963	293.3	606,605	5467.9	24,877	2157.6	16,582	2352.1	472,326	2035.1	17,894	77.7	1,263,990	1399.3
H17	120,915	405.9	3,947	292.2	606,688	5468.6	24,662	2138.9	16,872	2393.2	489,687	2109.9	18,063	78.4	1,280,834	1418.0
H18	119,821	402.3	3,938	291.5	604,676	5450.5	24,615	2134.9	17,262	2448.5	508,063	2189.1	18,332	79.6	1,296,707	1435.5
H19	118,518	397.9	3,950	292.4	597,855	5389.0	24,537	2128.1	17,814	2526.8	526,337	2267.8	18,481	80.2	1,307,492	1447.5
H20	115,464	387.6	3,909	289.3	587,077	5291.8	24,326	2109.8	18,343	2601.8	542,247	2336.4	18,520	80.4	1,309,886	1450.1
H21	111,660	374.9	3,891	288.0	574,949	5182.5	24,028	2084.0	18,943	2687.0	558,224	2405.2	18,594	80.7	1,310,289	1450.6
H22	107,682	361.5	3,859	285.6	570,814	5145.2	23,864	2069.7	19,608	2781.3	569,257	2452.7	18,373	79.8	1,313,457	1454.1
H23	104,800	351.8	3,890	287.9	566,100	5102.8	23,622	2048.7	20,101	2851.2	579,419	2496.5	17,857	77.5	1,315,789	1456.7
H24	102,318	343.5	3,883	287.4	566,154	5103.2	23,448	2033.7	20,512	2909.5	591,744	2549.6	17,257	74.9	1,325,316	1467.2
H25	100,095	336.0	3,847	284.8	563,764	5081.7	23,381	2027.8	20,931	2968.9	607,737	2618.5	17,090	74.2	1,336,845	1480.0
H26	99,009	332.4	3,825	283.1	559,881	5046.7	23,396	2029.1	21,463	3044.4	624,420	2690.4	16,844	73.1	1,348,838	1493.3
H27	97,748	328.2	3,808	281.9	554,656	4999.6	23,627	2049.2	21,678	3074.9	639,124	2753.8	16,647	72.3	1,357,288	1502.6
H28	97,141	326.1	3,807	281.8	554,522	4998.4	23,811	2065.1	21,943	3112.5	645,335	2780.5	16,068	69.8	1,362,627	1508.5
H29	99,327	333.5	3,807	281.8	560,990	5056.7	24,353	2112.1	22,465	3186.5	651,590	2807.5	15,775	68.5	1,378,307	1525.9
H30	100,804	338.4	3,842	284.4	564,857	5091.6	24,712	2143.3	23,090	3275.2	654,942	2821.9	15,550	67.52	1,387,797	1536.4
H31	100,746	338.2	3,792	280.7	565,819	5100.2	24,966	2165.3	23,717	3364.1	658,532	2837.4	15,305	66.45	1,392,877	1542.0

注)軽二輪は集計方法が異なるため、都道府県別・車種別自動車保有台数にある数値と異なる。

市郡別・車種別保有車両数

平成31年3月末現在

区 分 市郡別	貨 物			乗 合	乗 用		特種用途	大型特殊	小型二輪	軽自動車	合 計
	普通	小型	被けん引		普通	小型					
熊 本 市	11,504	23,705	394	1,139	115,368	126,956	7,253	1,096	9,839	207,816	505,070
八 代 市	2,988	4,702	252	249	16,720	20,239	1,874	399	1,461	49,760	98,644
人 吉 市	604	889	26	113	4,221	5,366	408	108	314	14,067	26,116
荒 尾 市	638	1,207	21	58	6,829	8,581	374	84	779	20,222	38,793
水 俣 市	346	525	24	72	2,991	4,007	244	105	303	9,631	18,248
玉 名 市	1,327	2,668	51	174	9,998	11,455	739	86	927	29,349	56,774
山 鹿 市	1,233	2,174	103	183	7,190	9,158	647	149	777	25,850	47,464
菊 池 市	1,575	2,382	89	119	7,496	8,659	815	125	829	23,510	45,599
宇 土 市	1,060	1,384	95	32	5,591	6,262	455	51	420	15,287	30,637
上 天 草 市	361	610	9	102	3,520	4,622	302	118	251	10,519	20,414
宇 城 市	1,572	2,651	72	145	8,434	10,122	982	210	731	25,988	50,907
阿 蘇 市	766	1,207	18	96	4,395	5,111	405	102	473	12,759	25,332
合 志 市	859	1,777	57	145	9,293	10,191	443	134	961	20,480	44,340
天 草 市	1,408	2,151	38	310	9,357	12,828	1,080	404	761	34,777	63,114
市 合 計	26,241	48,032	1,249	2,937	211,403	243,557	16,021	3,171	18,826	500,015	1,071,452
玉 名 郡	1,002	1,532	91	56	5,782	7,094	365	90	667	19,762	36,441
菊 池 郡	2,195	2,501	65	140	12,486	13,114	1,014	116	1,203	28,365	61,199
阿 蘇 郡	1,333	1,824	45	143	5,997	7,483	568	172	497	18,775	36,837
上 益 城 郡	3,234	4,425	165	258	12,842	15,842	1,490	231	1,158	40,305	79,950
下 益 城 郡	257	439	4	21	1,395	1,609	122	56	151	5,192	9,246
八 代 郡	161	514	0	16	1,490	1,724	82	36	156	5,337	9,516
葦 北 郡	360	846	106	60	2,750	3,724	219	101	246	10,079	18,491
球 磨 郡	1,360	2,279	67	141	6,774	8,716	629	313	748	27,250	48,277
天 草 郡	147	271	0	20	874	1,161	90	72	65	3,270	5,970
郡 合 計	10,049	14,631	543	855	50,390	60,467	4,579	1,187	4,891	158,335	305,927
不 明	1	0	0	0	1	1	2	6	0	182	193
県 合 計	36,291	62,663	1,792	3,792	261,794	304,025	20,602	4,364	23,717	658,532	1,377,572

注) 軽自動車には軽二輪を含まない。

市町村合併があった市町村については、合併後の市町村に含めた。

軽自動車については、一般社団法人全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」(平成31年3月末現在)より引用した。

6. 自動車整備事業及び保安関係業務の概況

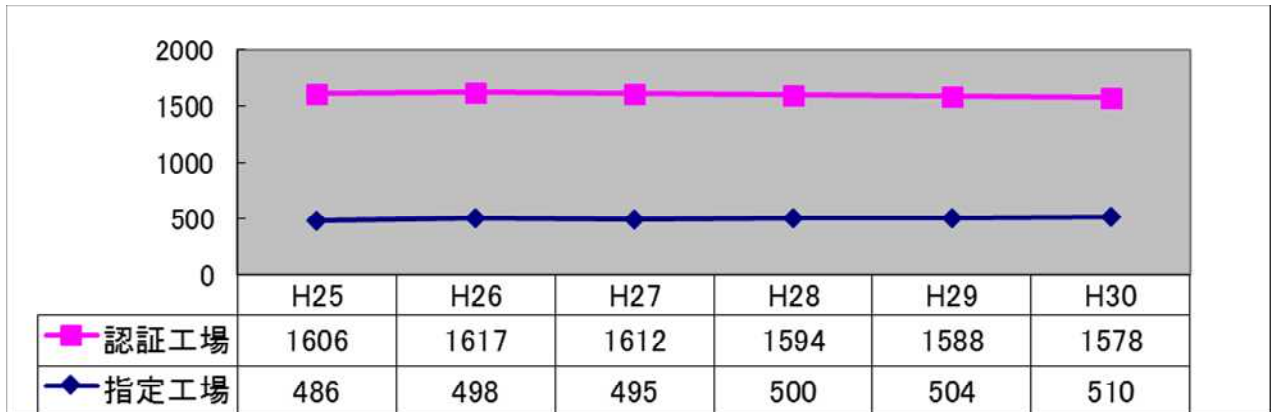
(1) 自動車整備事業の概況及び推移

熊本県内の平成31年3月末現在の自動車分解整備事業場（認証工場）1578場で、年々廃止事業者が、後継者・人材不足、経営不振で増加している。指定工場は510工場で、平成23年以降大きな増減は見られない。

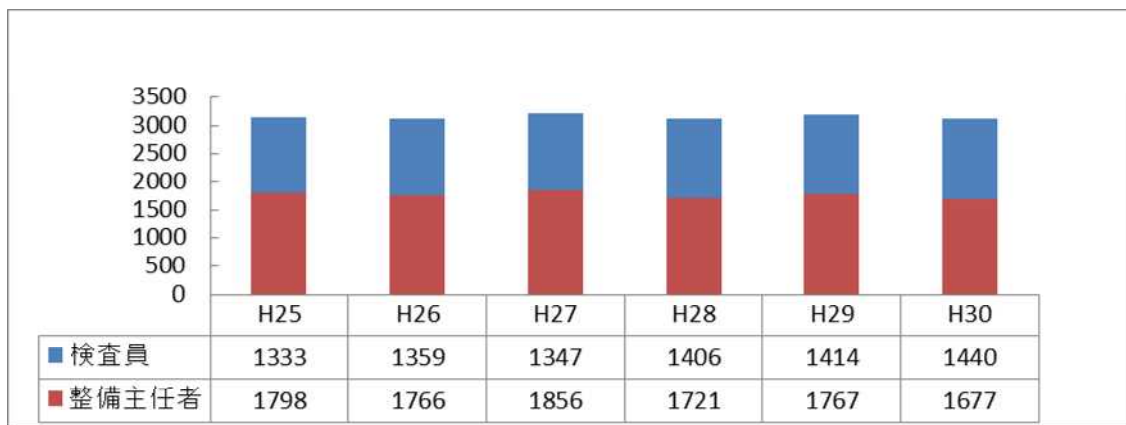
1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され、平成31年3月末現在81名の方が資格取得しています。

近年、自動車は情報技術の高度化により最新技術や新機構が採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局での整備主任者・自動車検査員研修を毎年実施している。

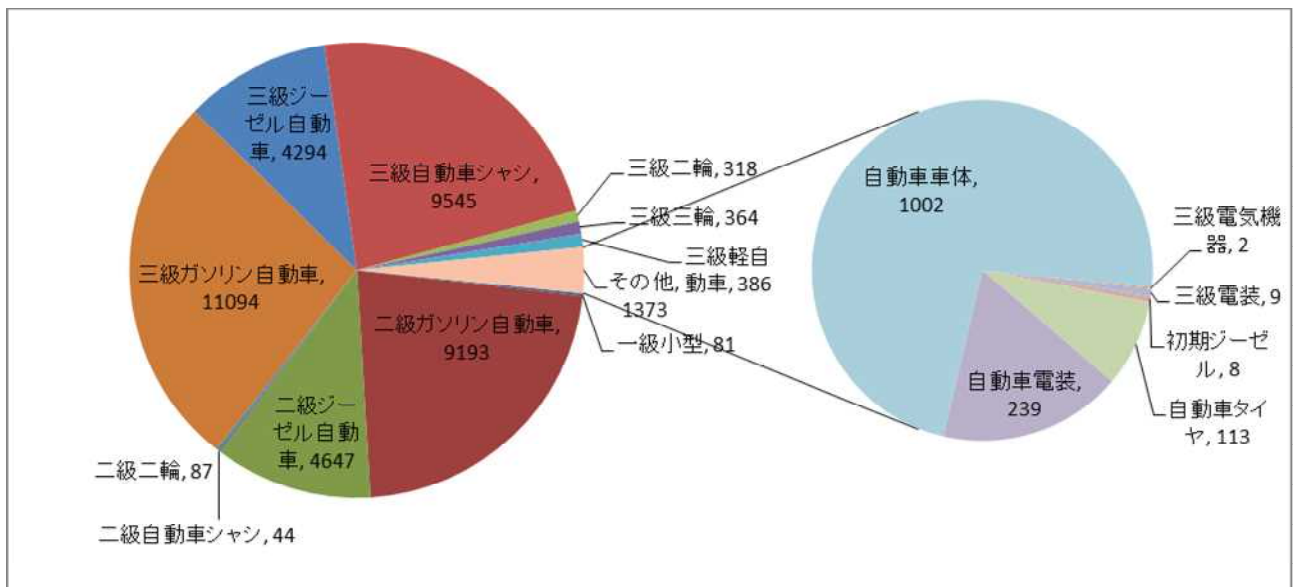
1. 自動車整備事業場の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者総数

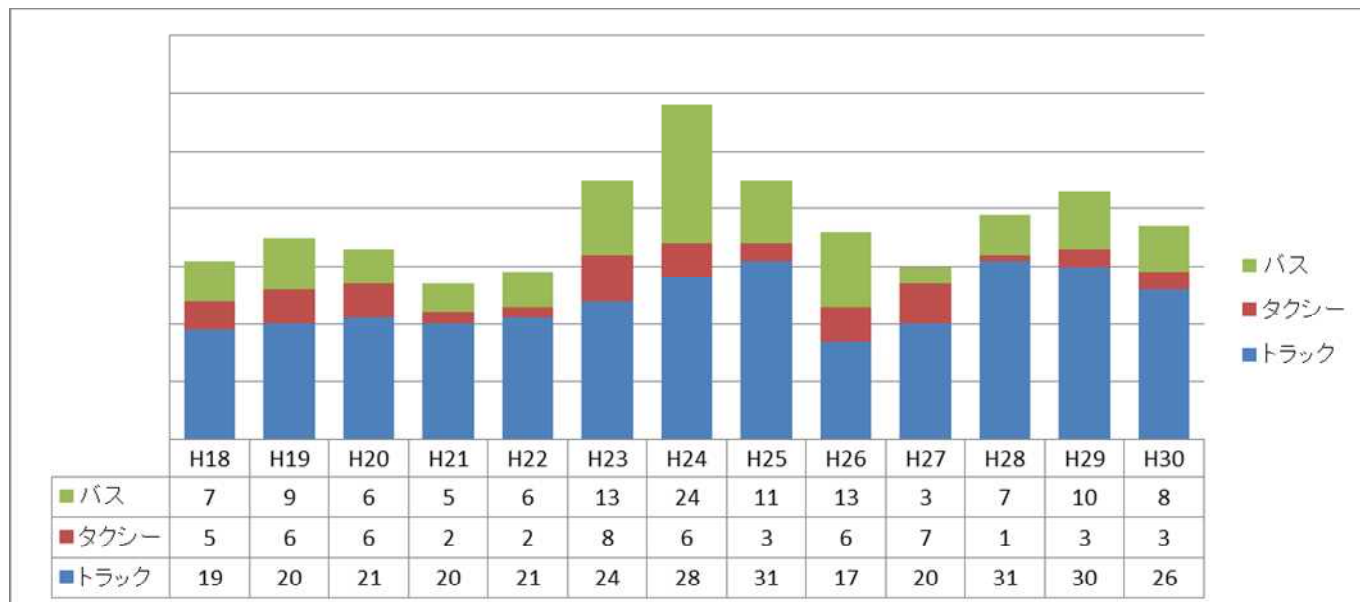


(2)保安関係業務

熊本県における平成30年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数37件、死者数16人、負傷者数30人であり、死者数、負傷者数は増加している。引き続き、自動車運送事業者に対する事故防止対策として運行管理者・整備管理者の研修等を通じて適正な運行管理及び車両管理の徹底について指導を行うとともに、事故に関する情報の提供等を通じ、安全対策の徹底に努めている。

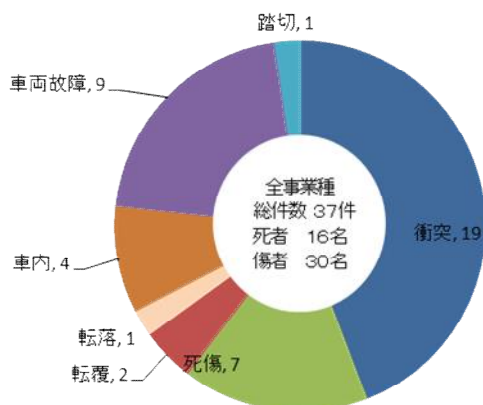
騒音問題をはじめとして、ディーゼル車の排出ガス対策、不正軽油の使用防止、エコドライブの普及促進、使用済み自動車の適正な処理等が緊急の課題となっている。これらの問題に自動車は深く関わっており、街頭検査、不正改造車排除運動、点検整備推進運動、無車検取締り、ディーゼルクリーンキャンペーン及び各種研修会を通じ公害防止に関する広報活動に取り組んでいる。

1. 熊本県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



2. 事業用自動車の事故種別発生状況

全事業種の事故種別発生状況(平成30年)



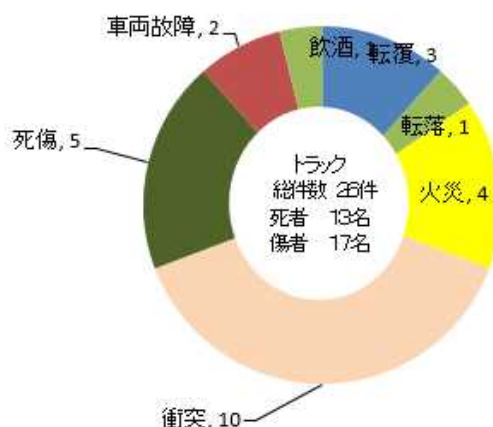
バスの事故種別発生状況(平成30年)



タクシーの事故種別発生状況(平成30年)



トラックの事故種別発生状況(平成30年)

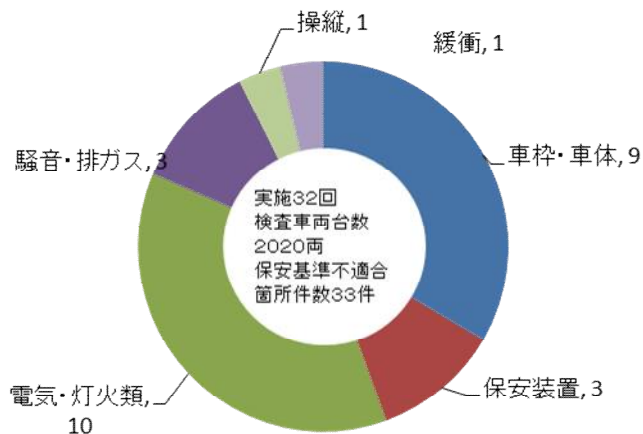


(3) 街頭検査の実施状況

平成15年4月からは、整備命令制度に関する制度を強化し、県警と連携のもと深夜の不正改造車の街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料使用による環境破壊防止のため不正軽油取締り及び平成30年からは、可搬式カメラを用いた無車検の街頭検査も実施している。

1. 装置別保安基準不適合箇所件数



2. 街頭検査風景



3. 街頭検査実施状況

平成30年度

実施回数	出勤延人数	検査車両数	整備不良車両数	不正改造車両数	整備命令発令件数		装置別保安基準不適合箇所数														合計
							同一性・構造	操縦	緩衝	走行	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	灯火の色	車枠・車体	回転部分の突出	騒音・排ガス	マフラーの取り外し	機器検査・その他	CO・HCガス	
32	59	2020	39	9	法第54条	2					1				1						2
					法第54条の2	9		1	1		3		10	1	9	3	3	2			33

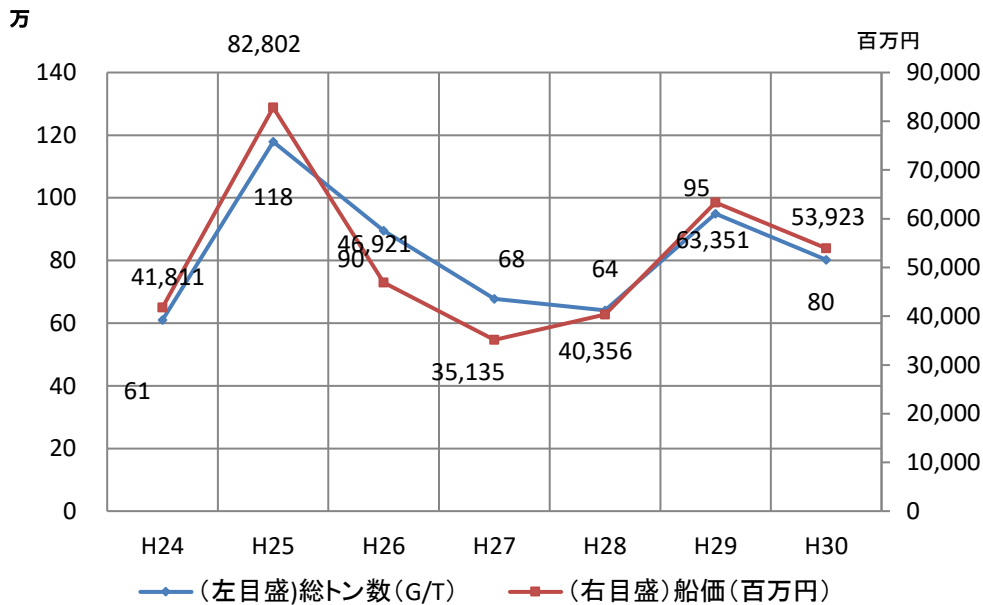
4. 無保険（無共済）車街頭取締及び監視活動実施状況

		職員	指導員	合計
平成30年度	取締・監視車両数	308	9,953	10,261
	通知書交付件数	10	258	268
	お知らせ文書交付件数	6	316	322

7. 造船事業の概況

県内の造船事業者は、日本屈指の大手造船所がある他、内航船や小型漁船を対象とする、修繕事業者が主体である。なお、登録・届出造船所は、その多くが県南地区に立地している。

○ 管内造船所の鋼船竣工量及び竣工船価



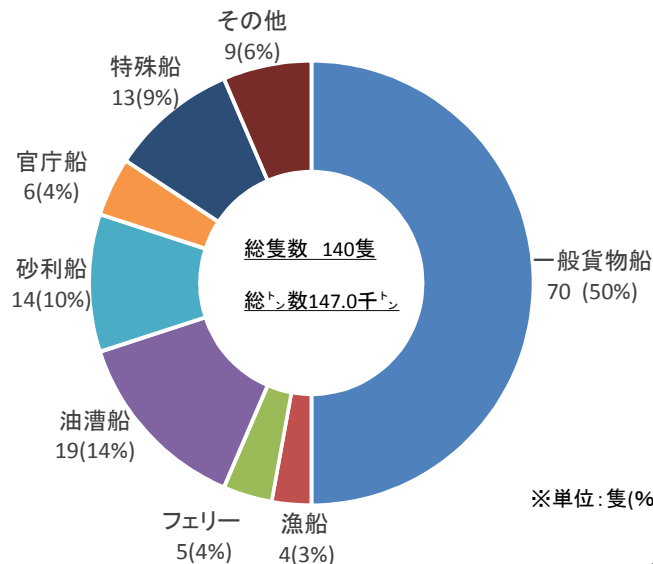
8・船舶登録の概況

県内の在籍船舶数は、令和1年12月31日現在、140隻、146,960.97トンである。

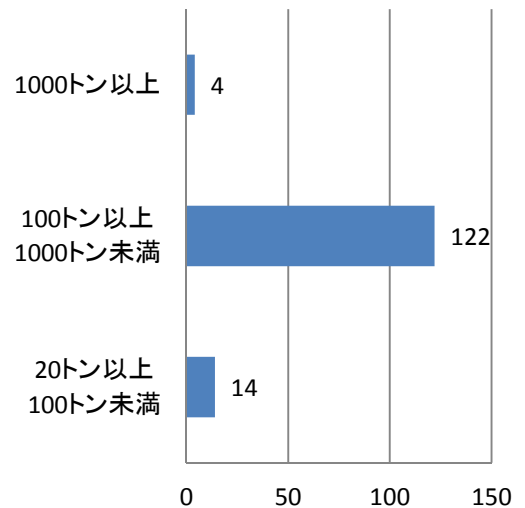
用途別にみると、一般貨物船が最も多く全体の約50%を占めている。

これは、当県には一杯船主と呼ばれる零細事業者が多いためで、船舶の老齢化とともに近年減少傾向にあるが今年度は船舶入替時期と重なり増加している。

用途別在籍船舶数(令和1年12月31日現在)

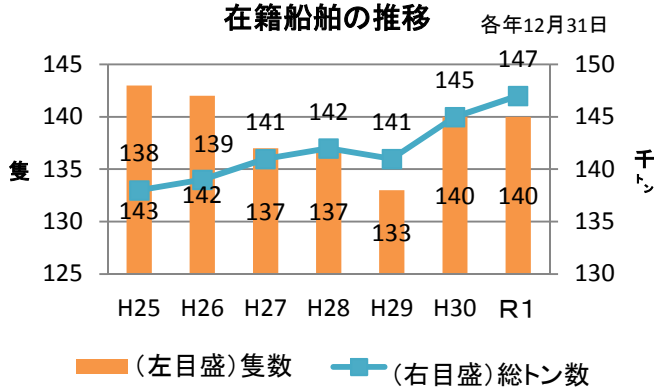


トン数階層別在籍船舶数

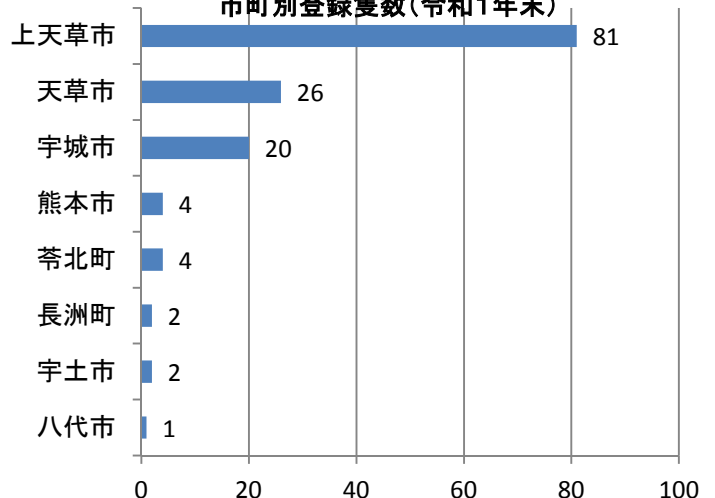


※単位:隻(%)

在籍船舶の推移



市町別登録隻数(令和1年末)



9. 船舶検査の概況

船舶の海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染など多大な影響を社会に及ぼすことになる。船舶検査官は、海難事故の要因が船舶の構造や設備等にならないよう船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等において検査、確認を行っている。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり基準に適合したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

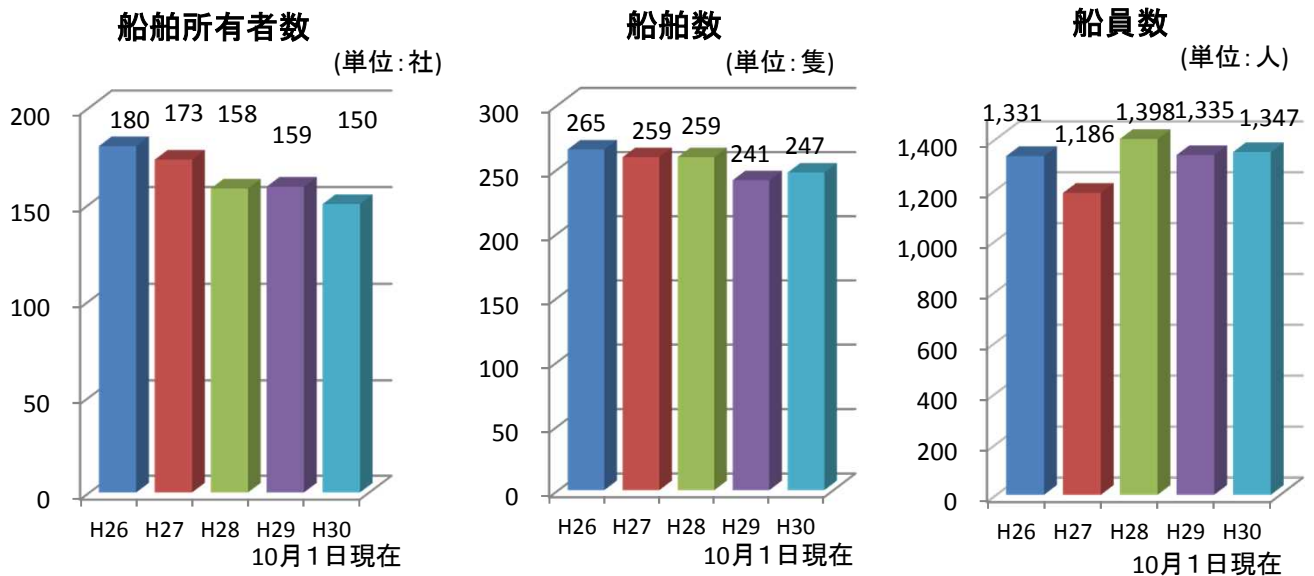
その他、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、公共交通機関である新造旅客船の技術基準適合審査や既存船への立入り検査も実施している。

10. 船員関係業務の概況

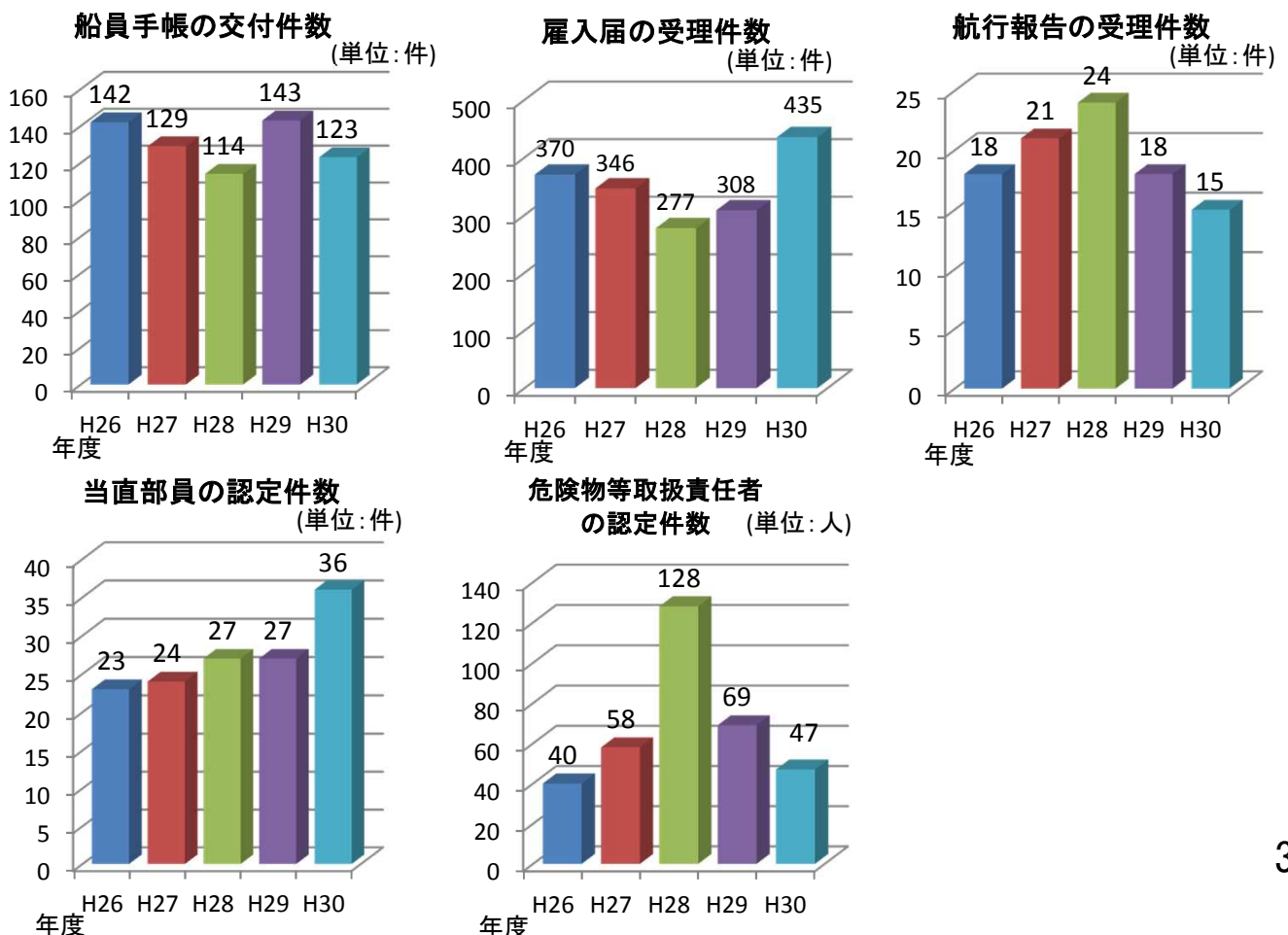
1. 船員法関係

平成30年10月1日現在の船員法適用の船舶所有者数は150事業者、船舶数は247隻、船員数(予備船員、非雇用船員を含む)は1,347人であり、船舶数247隻の内訳は、一般船舶が165隻、漁船が28隻、その他(官庁船、引船、作業船等)が54隻となっている。

①船舶所有者数・船舶数・船員数の推移

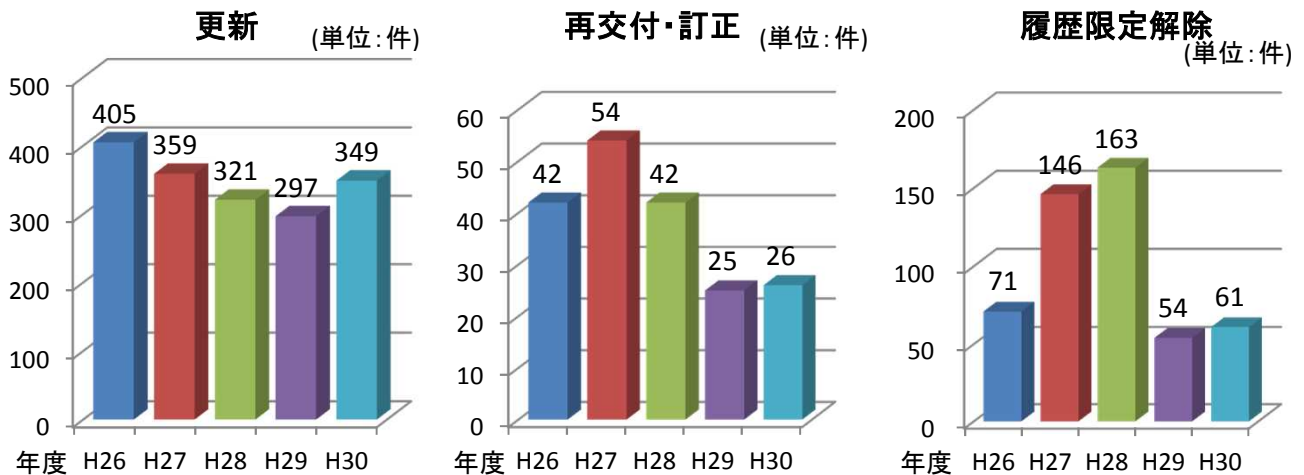


②主な事務処理件数の推移

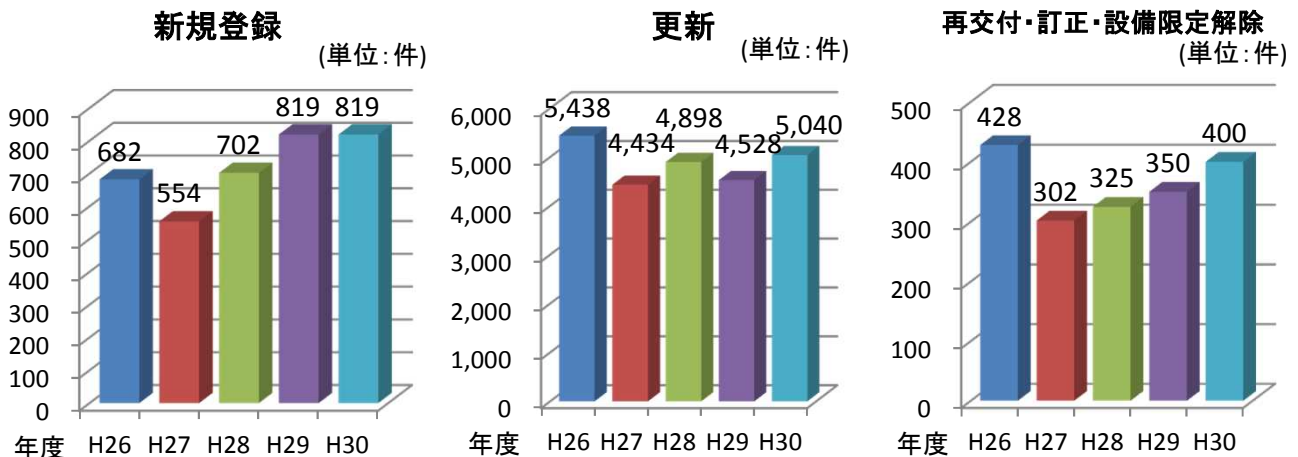


2. 海技士免許・小型船舶操縦免許関係業務

①海技士免許取扱件数の推移

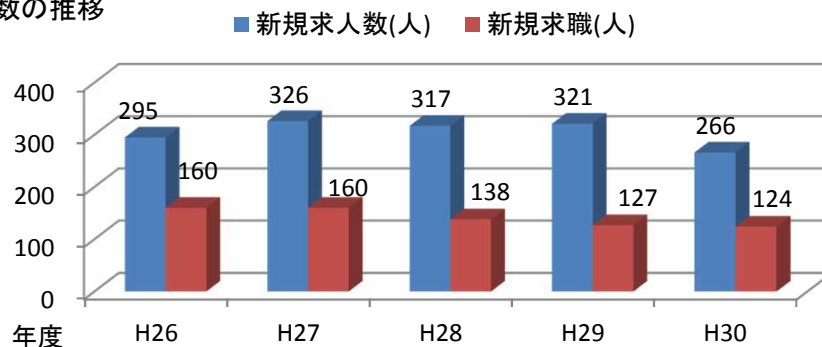


②小型船舶操縦免許取扱件数の推移

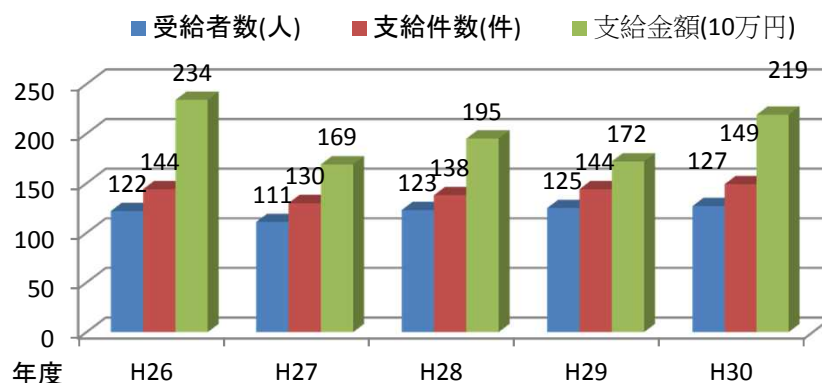


3. 船員職業安定所関係

①新規求人数・求職数の推移



②船員失業保険金支給実績の推移



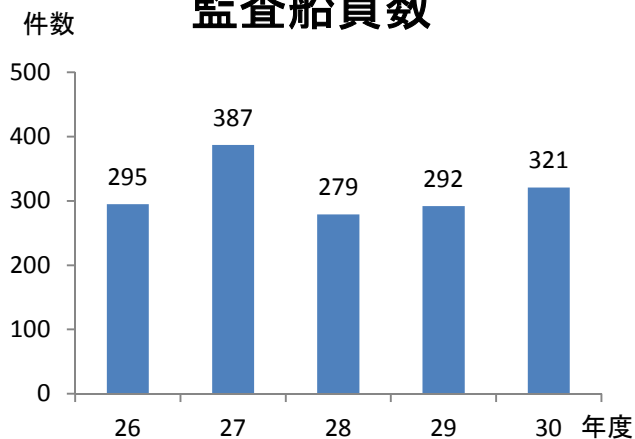
11. 運航労務監理業務の概況

運航労務監理官は、旅客船や貨物船等の船舶運航事業者に対して、輸送の安全の確保のため、「船舶の運航管理に関する監査及び指導」並びに「運輸安全マネジメント評価」を実施している。

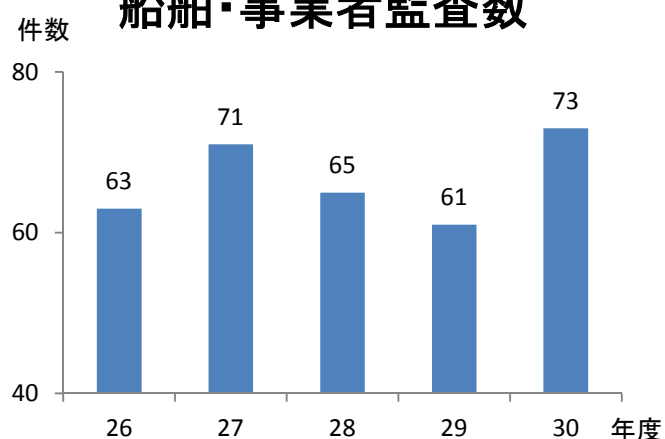
また、船員法等に基づき航海の安全及び船員の労働条件の確保並びに船員災害防止を図るため、「船舶所有者及び船員に対する監督及び指導」を行っている。

さらに、海難や災害の再発防止のため、安全講習会の開催等を通じて船舶所有者や乗組員の安全意識の向上に取り組んでいる。

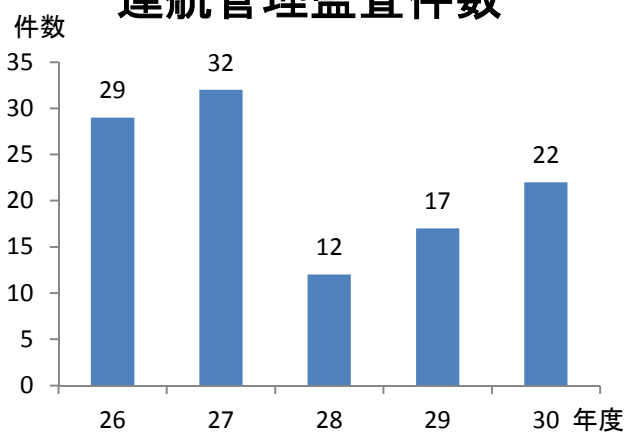
監査船員数



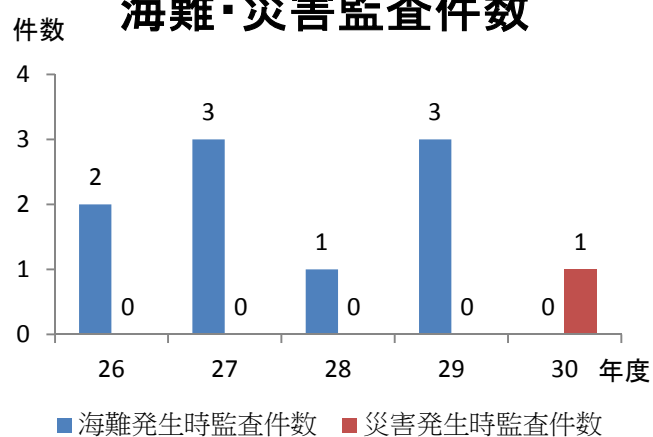
船舶・事業者監査数



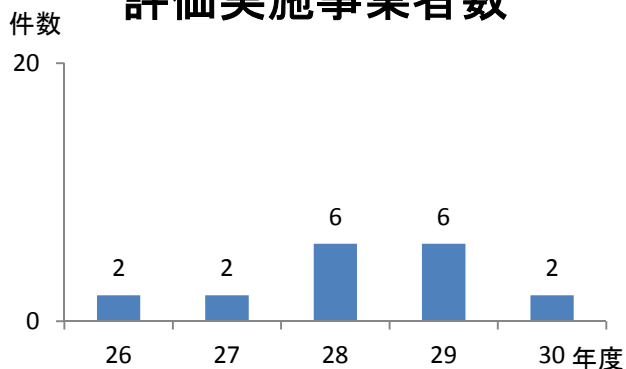
運航管理監査件数



海難・災害監査件数



運輸安全マネジメント 評価実施事業者数



運航労務監理官による船舶監査

12. 外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官は、日本の港に入港してきた外国船舶に立入検査を実施し、船舶の構造・設備、乗組員の資格・当直体制等が国際条約の基準に適合しているかどうかを確認しています。これをPort State Control(寄港国監督、略してPSC)といいます。船舶が基準に適合していない場合はこれを是正させ、外国船舶による海難事故や海洋汚染の防止に努めています。

具体的には、「海上人命安全条約(SOLAS条約)」、「海洋汚染防止条約(MARPOL条約)」、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)」及び「船舶防汚方法規制条約(AFS条約)」等に基づく船舶の構造・設備、乗組員に対する資格要件等及び船底塗料等の有機スズ系化合物規制について確認を行っています。また、近年、ヒューマンエラー等に起因する海難が多く見られることから、乗組員がその船舶に搭載されている設備の操作等を適切に行えるかなどの操作要件、「国際安全管理規則(ISMコード)」に基づく船舶の管理体制等及び「国際海事保安コード(ISPSコード)」に基づく船舶の保安要件の確認、「海上労働条約(MLC条約)」に基づく船員の労働条件の確認など、ソフト面に関するPSCも重要な項目となっています。さらに、海洋環境に影響を及ぼす水生生物及び病原体の移動の防止を目的とした「船舶のバラスト水及び沈殿物に関する規制及び管理を行うための国際条約(バラスト水管理条約)」が2017年9月8日に我が国で施行され、同条約にかかるPSCも実施しています。

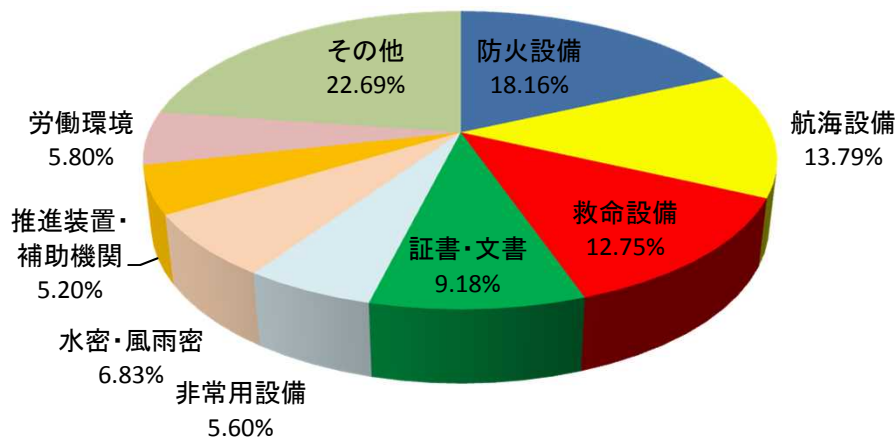


錨鎖孔(ホースパイプ)の検査



排気用のダクト内部の検査

PSCで指摘された主な欠陥



*東京MOU:「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」のこと。メンバーは以下のとおり。
オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港(中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、
ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

13. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に中央省庁等改革推進本部において、従来国が実施していた自動車検査のうち、「検査場における検査」については、独立行政法人化することが決定され、平成14年7月1日に「自動車検査独立行政法人」が設立され、平成28年4月1日付けで旧自動車検査独立行政法人(以下「旧検査法人」という)と旧独立行政法人交通安全環境研究所(以下「旧交通研」という)の2法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という)が発足した。熊本事務所は、熊本運輸支局の検査場等を引継ぎ自動車検査業務(いわゆる「車検」)を実施している。

(1) 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 熊本事務所

(2) 所在地

〒862-0901

熊本市東区東町4丁目14-35 TEL 096-369-3384 FAX 096-206-1655

(3) 業務内容

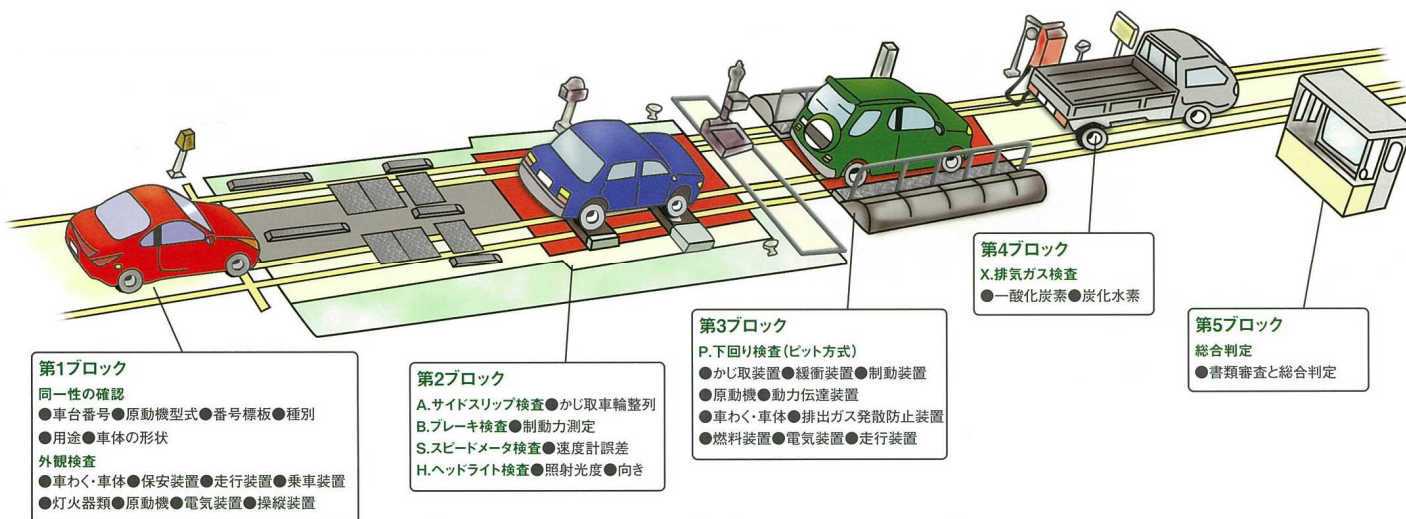
- ①自動車検査場において、自動車道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
- ②街頭検査において、自動車道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査
- ③上記業務に付帯する業務

(4) 組織

本部(東京) ————— 九州検査部(福岡) ————— 熊本事務所

所長 主席検査官 検査官 検査官補

(5) 検査コースの概要

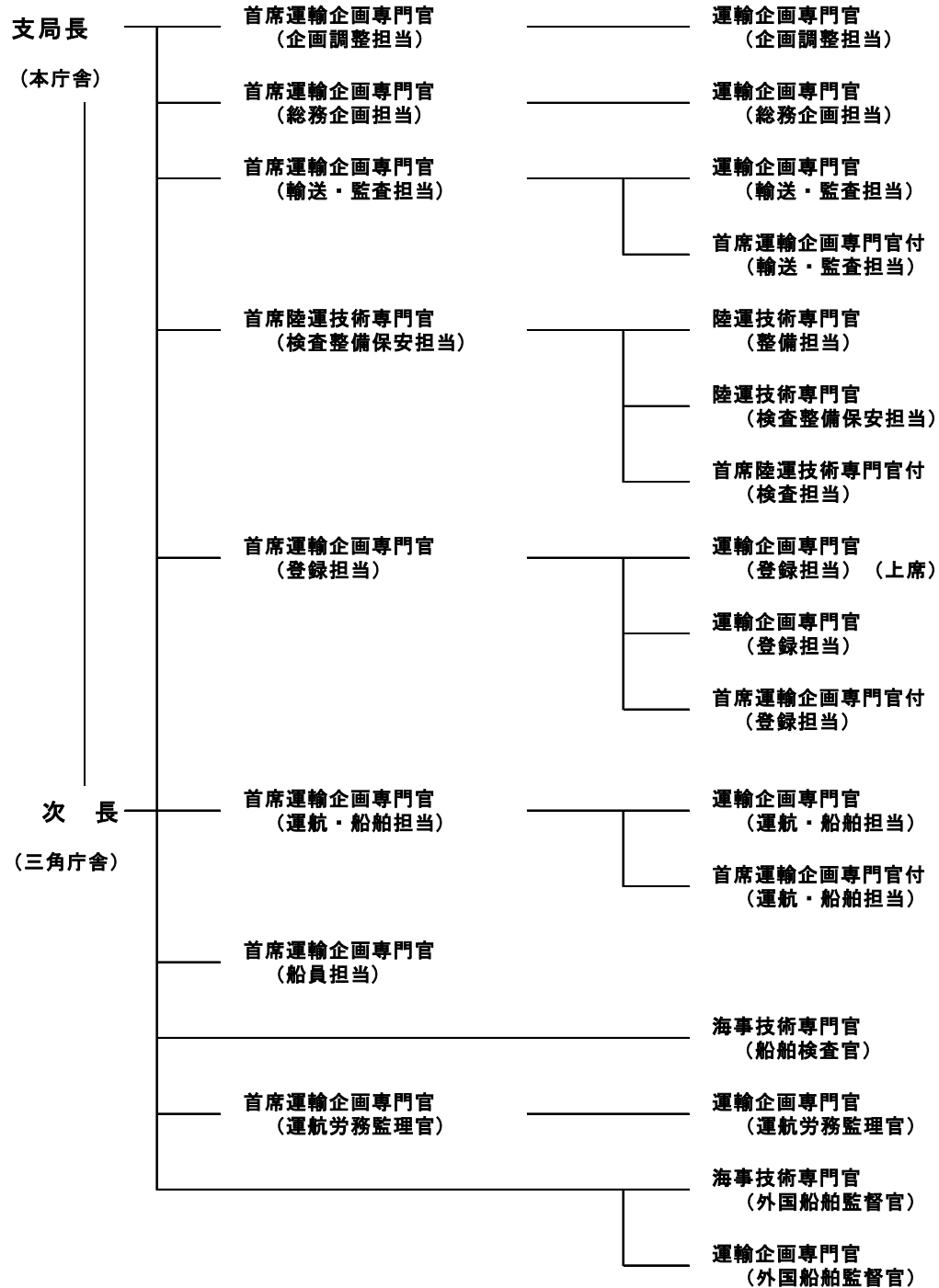


検査場外観



Ⅲ 熊本運輸支局の組織・沿革

1. 組織図



本庁舎外観（熊本市東区）



三角庁舎外観（宇城市 三角港湾合同庁舎3F）

2. 熊本運輸支局(陸運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和22年 3月	熊本駅構内に運輸省鉄道監理局自動車事務所として発足した。
昭和23年 1月	道路運送法が施行されたのに伴い鉄道監理局自動車事務所は廃止され新たに道路運送監理事務所が設置された。
昭和24年 8月	道路運送監理事務所が廃止され、陸運局分室が設置された。
昭和24年11月	陸運局分室が廃止され、熊本県陸運事務所が設置された。
昭和34年 2月	熊本市東町(現在地)に庁舎を新築し移転した。
昭和46年 3月	車検場を2コースから4コースに増築し検査機器を自動化した。
昭和46年 4月	登録業務に電算機を導入した。
昭和48年10月	特殊法人軽自動車検査協会設立に伴い、軽自動車の届出業務を分離した。
昭和53年 3月	車検場増築によりディーゼル黒煙検査コースを新設した。
昭和53年 9月	隣接地(旧中央紡績K.K跡地)7,750㎡を購入した。
昭和55年 3月	建坪927㎡の新庁舎を新築した。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局熊本陸運支局と改称された。
昭和59年12月	検査場1コースを増設した。
昭和61年 4月	車両課を設置して整備課から保安・検査業務を移した。
昭和62年 3月	標板取り付け上屋及び書庫を建築した。
昭和63年 3月	4コースの検査機器を更新し検査場構内を舗装した。 庁舎の玄関を改修しアーケードを設置した。
平成 4年10月	重量計を更新した。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 3月	検査場を同一敷地内に新築し、検査機器の更新及び見学者通路を新設した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織再編により熊本陸運支局と三角海運支局が統合し九州運輸局熊本運輸支局となる。それにより総務企画課を設置した。また、自動車検査部門が自動車検査独立行政法人法により独法化され、自動車検査独立行政法人九州検査部熊本事務所となる。
平成15年 2月	庁舎1階の一部を増築し、事務室及び待合室を拡張した。
平成16年 7月	倉庫業務を運航・船舶課から総務企画課に移した。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【総務企画部門】

- ・ 総務、人事、会計に関すること
- ・ 地域交通計画、貨物流通等の企画業務に関すること
- ・ 旅行業、倉庫業、鉄道に関すること
- ・ 防災・危機管理に関すること

【輸送部門】

- ・ (旅客、貨物)自動車運送事業に関すること
- ・ 自家用自動車の貸渡に関すること
- ・ 自動車輸送統計に関すること
- ・ 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
- ・ 自動車損害賠償責任保険に関すること
- ・ 自家用自動車の使用に関すること

【登録部門】

- ・ 自動車の登録に関すること
- ・ 検査対象外軽自動車の使用届等に関すること
- ・ 自動車の統計に関すること
- ・ 自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること

【整備部門】

- ・ 自動車の整備事業の指導、監督に関すること
- ・ 自動車の整備・検査に関すること
- ・ 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること
- ・ 運送事業者の安全対策に関すること

3. 熊本運輸支局(海運関係)の沿革と主要な業務内容

○沿革

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局三角支局が設置された。
昭和20年 5月	官制改正により運輸通信省は運輸省と郵政省に分離された。
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局三角支局と改称された。
昭和22年11月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、樋島、御所浦、本渡、牛深、富津、富岡、八代及び水俣の15出張所が開設された。
昭和24年 1月	次長制が新設された。
昭和24年 6月	登立、中村、阿村、今津、姫戸、高戸、津村、御所浦及び富津の9出張所が廃止された。
昭和27年 8月	樋島、牛深、富岡及び水俣の4出張所が廃止された。
昭和31年 1月	牛深出張所が再び開設された。
昭和32年 5月	船舶積量測度官が長崎支局に配置換えとなった。
昭和32年 7月	水俣分室が開設された。
昭和43年 5月	三角港湾合同庁舎へ入居した。
昭和44年 4月	本渡出張所の廃止及び次長制の廃止に伴い、監理、運航の2課が新設され、船員労務官が配置された。
昭和45年 4月	牛深出張所及び水俣分室が廃止された。
昭和46年 4月	船員職業安定所が新設され、八代出張所が廃止された。
昭和59年 7月	運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局三角海運支局と改称された。
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により、運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が統合して国土交通省が発足した。
平成14年 7月	地方運輸局の組織改編により熊本運輸支局の分庁舎となり、次長、運航・船舶課、船舶検査官、船舶測度官、船員課、船員労務官の新体制となった。
平成15年 4月	三池海事事務所が廃止されたことに伴い、管轄範囲の内、熊本県内分が熊本運輸支局に移管され、外国船舶監督官が配置された。
平成17年 4月	海上運送事業の活性化のための船員法等の一部改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が設置された。
平成18年 7月	組織改正により課・係制が廃止され、スタッフ制となる。

○主な業務内容

【運航・船舶部門】

- ・ 内航海運業に関すること
- ・ 旅客航路事業に関すること
- ・ 港湾運送事業に関すること。
- ・ 造船業及び船用工業に関すること
- ・ 船舶の登録・測度事務に関すること
- ・ 船舶検査事務に関すること
- ・ 認定事業場、型式承認に関すること
- ・ 海事思想の普及に関すること

【船舶検査官】

- ・ 船舶の検査に関すること。
- ・ ISMの審査に関すること。

【船舶測度官】

- ・ 船舶の登録・測度に関すること

【船員部門】

- ・ 船員の雇入届出、船員手帳の交付に関すること
- ・ 海技免状、小型船舶操縦免許証の交付に関すること
- ・ 船員の職業紹介、失業保険金の支給に関すること

【運航労務監理官】

- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関すること
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
- ・ 船舶の航海の安全に関すること
- ・ 旅客船及び貨物船の運航管理に関すること

【外国船舶監督官】

- ・ 外国船舶の監督に関すること

IV 運輸関係法人・団体等

(令和2年3月現在)

1. 関係法人・団体等一覧表 (陸運関係)

名	称	代 表 者	郵便番号	所 在 地	電 話
独立行政法人自動車事故対策機構	熊本支所	大坪 久晃	860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6階	096-322-5229
軽自動車検査協会	熊本事務所	林 寛	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-5979
一般社団法人 熊本県バス協会		岩田 昭彦	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル9階	096-352-9694
公益社団法人 熊本県トラック協会		住永 豊武	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968
一般社団法人 熊本県タクシー協会		石崎 公士	862-0901	熊本市東区東町4-14-31	096-368-4101
熊本県自動車販売店協会		齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-365-0638
一般社団法人 熊本県自動車整備振興会		齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-1441
熊本県自動車整備工業協同組合		内田 力雄	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-4141
一般社団法人 熊本県自動車標板協会		幸山 繁信	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-367-1656
一般社団法人 熊本県自家用自動車協会		幸山 繁信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5345
熊本県中古自動車販売協会		永松 守	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-6011
一般財団法人 日本自動車査定協会 熊本県支所		齊藤 直信	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-369-5123
熊本県軽自動車協会		豊永 深志	862-0901	熊本市東区東本町16-3	096-369-7920
一般財団法人 九州陸運協会 熊本支部		本田 和久	862-0901	熊本市東区東町4-14-36	096-369-2525
一般社団法人 熊本県レンタカー協会		永島 賢治	862-0901	熊本市東区東町4-14-8 熊本県自動車会館内	096-367-3675
熊本県運送事業協同組合連合会		成松 唯幸	862-0901	熊本市東区東町4-6-1	096-368-7493
一般社団法人 日本自動車連盟 熊本支部		與縄 義昭	861-8038	熊本市東区長嶺東6-30-30	096-380-9200
一般財団法人 熊本国際観光コンベンション協会		吉丸 良治	860-0806	熊本市中央区辛島町8-23 桜ビル辛島町3階	096-359-1788
南九州交通共済協同組合		有村 住美	862-0914	熊本市東区山ノ内1-4-20	096-369-0108
一般社団法人 全国霊柩自動車協会 熊本県支部		瓜生田 孝和	860-0051	熊本市西区二本木4-10-1	096-353-5341
熊本県個人タクシー協会		秦 英房	862-8089	熊本市東区下南部3-6-31	096-380-2488
熊本県倉庫協会		倉岡 俊弘	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3 九州産交運輸株内	096-379-3727
熊本県冷蔵倉庫協会		牛島 弘一	860-0047	熊本市南区城南町築地624-19 日豊食品工業(株)内	0964-28-7071
一般財団法人 天草自動車協会		山本 達雄	863-0018	天草市浜崎町6-21	0969-23-5188
一般社団法人 人吉球磨自動車協会		嘉村 記念	868-0025	人吉市瓦屋町2214-2	0966-22-2215
熊本県自動車電装品整備商工組合		西本 伸介	861-4101	熊本市南区近見7-12-26 吉本7 ^ハ ート201	096-288-1969
熊本県自動車車体整備協同組合		嶋田 正人	860-0862	熊本市中央区黒髪7-11 (資)嶋田自動車板金塗装工場内	096-338-7804

2. 関係法人・関係団体一覧表(海運関係)

(令和2年3月現在)

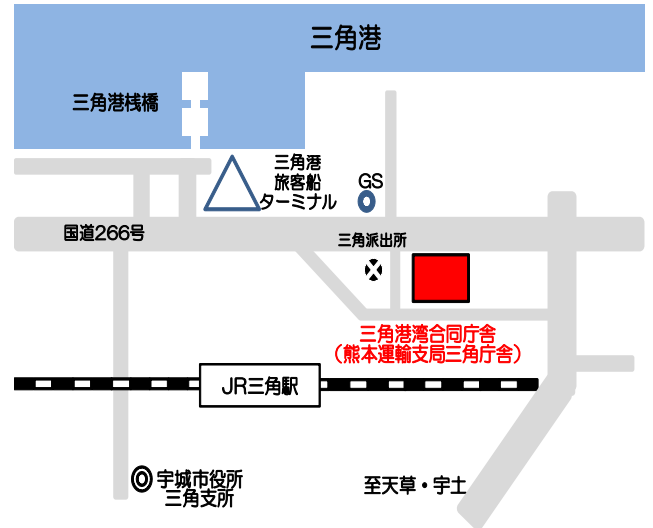
名称	代表者	事務局長等	郵便番号	所在地	電話
日本小型船舶検査機構三角支部	岩尾 伸一郎		869-3207	宇城市三角町三角浦1160-179	0964-52-3800
熊本県地方港湾審議会	柿本 竜治	熊本県港湾課	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県土木部河川港湾局港湾課	096-333-2315
熊本県海運組合	深水 保廣	松本 円嘉	861-6102	上天草市松島町台津無番地	0969-56-2928
熊本地区内航海運協同組合	宮本 明雄	木村 和久	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-85	0964-52-3269
熊本旅客船協会	井手 雅夫	高山 眞佐子	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-177	0964-52-2303
三角港湾運送協会	分造 一義	内田 奈美枝	869-3207	宇城市三角町三角浦1159-3 三角海運(株)内	0964-53-1333
八代港運協会	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
水俣港運協会	野口 広己	浦口 祐宏	868-0012	水俣市月浦字前田54-172 南九州セナー(株)内	0966-63-4111
熊本地区港湾運送事業協同組合	松木 喜一	深耕 忠喜	866-0033	八代市港町69-4 八代港湾労働者福祉センター内	0965-37-1578
熊本県造船業組合	篠崎 鉄蔵		869-3205	宇城市三角町波多284 (株)篠崎造船鉄工所内	0964-52-2703
九州舶用工業会熊本県支部	森内 修一		869-3602	上天草市大矢野町上654 (有)森内鉄工所内	0964-56-0207
船員災害防止協会九州支部熊本地区支部	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
熊本県船員労働安全衛生協議会	深水 保廣	支局船員担当	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
株式会社日本海洋資格センター	中野 隆	田中 克典	869-3207	宇城市三角町三角浦1193	0964-52-2451

· 周边图

(熊本本庁舎)



(三角庁舎)



国土交通省 九州運輸局
熊本運輸支局

(本庁舎)

〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号

總務企畫部門 TEL (096) 369-3188

輸 送 部 門 TEL (096) 369-3155

登 録 部 門 TEL (050) 5540-2086

整備部門 TEL (096) 369-3130

総務企画・輸送 FAX (096) 365-5695

登 録 ・ 整 備 FAX (096) 369-3301

(三角庁舎)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦 1160 番地 20 三角港湾合同庁舎

TEL (0964) 52-2069

FAX (0964) 52-2033

九州運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>